

# 有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日  
(第73期) 至 2025年3月31日

株式会社タチエス



---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第73期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	14
3 【事業等のリスク】	18
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
5 【重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	25
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	46
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	67
1 【連結財務諸表等】	68
2 【財務諸表等】	105
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	120
1 【提出会社の親会社等の情報】	120
2 【その他の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2025年6月26日

**【事業年度】** 第73期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

**【会社名】** 株式会社タチエス

**【英訳名】** TACHI-S CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 雄一郎

**【本店の所在の場所】** 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

**【電話番号】** (0428)33-1917

**【事務連絡者氏名】** 代表取締役執行役員 小松 篤司

**【最寄りの連絡場所】** 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

**【電話番号】** (0428)33-1917

**【事務連絡者氏名】** 代表取締役執行役員 小松 篤司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (百万円)	198,500	206,441	243,436	292,947	285,394
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△7,270	△3,536	1,973	8,755	10,768
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△13,701	△2,059	5,823	5,422	11,310
包括利益 (百万円)	△11,923	2,689	10,973	13,254	10,263
純資産額 (百万円)	78,670	79,181	86,481	96,298	98,185
総資産額 (百万円)	150,994	158,997	170,004	180,806	171,957
1株当たり純資産額 (円)	2,119.67	2,129.09	2,346.90	2,618.84	2,808.25
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△400.53	△60.19	170.09	158.25	329.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	325.90
自己資本比率 (%)	48.0	45.8	47.3	49.7	56.0
自己資本利益率 (%)	△17.3	△2.8	7.6	6.4	12.2
株価収益率 (倍)	△3.0	△16.5	7.1	12.6	5.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,945	△354	3,740	18,447	9,764
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,326	2,006	6,666	△2,083	3,962
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,128	△812	△10,005	△13,370	△9,294
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	27,196	29,360	32,863	39,127	43,593
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (人)	12,421	11,426 〔1,231〕	10,556	10,474	10,560 〔1,149〕

- (注) 1 第69期から第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 当社は第67期より「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する当社株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (百万円)	83,051	75,183	95,756	114,431	107,272
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△2,241	△5,888	3,648	6,167	9,588
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△7,600	△2,852	8,732	5,902	10,787
資本金 (百万円)	9,040	9,040	9,040	9,040	9,040
発行済株式総数 (千株)	35,242	35,242	35,242	35,242	35,242
純資産額 (百万円)	52,107	47,186	52,996	57,325	63,432
総資産額 (百万円)	88,655	92,307	100,664	94,370	96,901
1株当たり純資産額 (円)	1,522.64	1,378.82	1,547.58	1,672.23	1,850.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	6.50 (—)	63.60 (31.80)	73.60 (36.80)	92.80 (46.40)	103.80 (51.90)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△222.18	△83.34	255.07	172.25	314.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	310.82
自己資本比率 (%)	58.8	51.1	52.6	60.7	65.5
自己資本利益率 (%)	△13.7	△5.7	17.4	10.7	17.9
株価収益率 (倍)	△5.4	△11.9	4.7	8.6	5.5
配当性向 (%)	△2.9	△76.3	28.9	53.9	33.0
従業員数 (人)	1,277	1,225	1,200	1,190	1,226
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	123.1 (142.1)	108.7 (145.0)	137.1 (153.4)	228.1 (216.8)	209.9 (213.4)
最高株価 (円)	1,325	1,552	1,289	2,072	2,082
最低株価 (円)	810	942	949	1,143	1,550

- (注) 1 第69期から第72期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 当社は第67期より「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する当社株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

## 2 【沿革】

- 1954年4月 精密スプリング及び自動車座席部品を製造販売する立川スプリング製作所の事業拡張に対処し、企業経営基盤の強化のため、組織変更により東京都立川市に立川スプリング㈱を設立
- 1959年9月 本社及び工場を東京都昭島市に移転
- 1961年4月 精密スプリング部門を分離し、立川発条㈱(現 ㈱タチエスH&P)として独立(現 連結子会社)
- 1969年4月 東京都青梅市に青梅工場を開設
- 1971年10月 東京都青梅市に日本プルマフレックス㈱(後の㈱タチエスパーツ)を設立
- 1973年3月 日産自動車㈱、日野自動車工業㈱(現 日野自動車㈱)、三菱自動車工業㈱より資本参加を受ける(その後、3社とも全保有株式を処分)
- 1976年8月 秋田県平鹿郡大森町(現 横手市)に立川工業㈱(現 ㈱Nui Tec Corporation)を設立(現 連結子会社)
- 1977年4月 愛知県安城市に愛知工場を開設
- 1980年1月 埼玉県入間市に武蔵工場を開設
- 1982年2月 栃木県下都賀郡国分寺町(現 下野市)に栃木工場を開設
- 7月 神奈川県平塚市に平塚工場を開設
- 1984年10月 三重県鈴鹿市に鈴鹿工場を開設
- 1986年4月 「株式会社タチエス」に商号変更
- 7月 米国ミシガン州にTACHI-S Engineering U.S.A., Inc. を設立(現 連結子会社)
- 12月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 1987年9月 米国オハイオ州にSETEX, Inc. を設立(現 連結子会社)
- 1989年1月 富士高工業㈱(現 ㈱Nui Tec Corporation)を子会社化(現 連結子会社)
- 1991年4月 メキシコ アグアスカリエンテス州にIndustria de Asiento Superior, S.A. de C.V. を設立(現 連結子会社)
- 1993年3月 東京都青梅市に技術センターを開設
- 1999年8月 愛知県安城市に技術センター愛知を開設
- 2002年5月 本社移転及び本店所在地変更
- 6月 本社工場を閉鎖
- 2003年3月 東京証券取引所市場第一部に指定替え
- 10月 不動産賃貸業を開始
- 11月 中国広東省広州市に広州泰李汽車座椅有限公司を設立(現 連結子会社)
- 2005年9月 中国広東省広州市に泰極(広州)汽車内飾有限公司を設立(現 連結子会社)
- 12月 米国テネシー州にTACLE Seating U.S.A. LLC(現 TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC)を設立(現 連結子会社)
- 2006年7月 縫製事業の統括会社、㈱Nui Tec Corporationを設立(現 連結子会社)
- 2007年5月 ㈱Nui Tec Corporationは、立川工業㈱及び富士高工業㈱を吸収合併
- 2008年6月 中国湖北省武漢市に武漢泰極江森汽車座椅有限公司(現 武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司)を設立(現 連結子会社)
- 2010年4月 タイ バンコク都にTACLE Seating Thailand Co.,Ltd.(現 TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.)を設立(現 連結子会社)
- 4月 Johnson Controls, Inc.(現 Adient, Inc.)と業務提携
- 2011年9月 タイ バンコク都にTACHI-S (Thailand) Co., Ltd.を設立(現 連結子会社)
- 10月 中国広東省広州市に泰極愛思(広州)企業管理有限公司(現 泰極愛思(中国)投資有限公司)を設立(現 連結子会社)



2012年4月	東京都青梅市に技術・モノづくりセンターを開設
5月	メキシコ アグアスカリエンテス州にTACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.を設立(現 連結子会社)
8月	技術センター閉鎖
8月	ブラジル リオデジャネイロ州にTACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.を設立(現 連結子会社)
9月	メキシコ グアナファト州にSETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.を設立(現 連結子会社)
2013年5月	泰極愛思(広州)企業管理有限公司を泰極愛思(広州)投資有限公司(現 泰極愛思(中国)投資有限公司)に業態変更(現 連結子会社)
7月	中国湖北省襄陽市に襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司を設立(現 連結子会社)
10月	中国湖北省武漢市に泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司を設立(現 連結子会社)
2014年4月	出資比率変更により、TACLE Seating U.S.A. LLC及びTACLE Seating Thailand Co.,Ltd.を完全子会社化
4月	TACLE Seating U.S.A. LLCをTACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLCに、TACLE Seating Thailand Co.,Ltd.をTACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.に社名変更
2016年3月	立川発条(株)(現 株タチエスH&P)を完全子会社化
2017年10月	(株)TF-METALの全株式を取得し、子会社化(同社及び同社の子会社)
2018年1月	立川発条(株)は(株)タチエスパーツを吸収合併し、(株)タチエスH&Pに社名変更
2019年4月	中国湖南省長沙市に湖南泰極愛思汽車座椅有限公司を持分取得により子会社化(現 連結子会社)
2019年12月	中国浙江省嘉善県に浙江泰極信汽車部件有限公司を設立(現 連結子会社)
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年12月	平塚工場を閉鎖し、武蔵工場へ機能を移管 本社を技術・モノづくりセンターへ移転及び本店所在地変更
2024年12月	青梅工場を閉鎖し、武蔵工場へ機能を移管

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社29社（うち非連結子会社3社）及び関連会社6社（うち持分法非適用の関連会社3社）で構成され、その主な事業内容は自動車座席及び座席部品の製造並びに販売であります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関係は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

#### 日 本

当社は、自動車座席及び座席部品の製造し、主に国内の得意先に納入しております。国内関係会社は、主に自動車座席並びに座席部品の製造し当社に納入しております。

また、当社は、商業施設の賃貸も行っております。

（主な関係会社） (株)TF-METAL

#### 北 米

当社の北米における営業・開発拠点であるTACHI-S Engineering U.S.A., Inc. が管理統括し、同社子会社及び関連会社は、自動車座席並びに座席部品の製造し、主に米国内の得意先に納入しております。

（主な関係会社） TACHI-S Engineering U.S.A., Inc及びTACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC

#### 中 南 米

当社の中南米における開発拠点であるTACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V. が管理統括し、同社以外の子会社は、自動車座席並びに座席部品の製造し、主に中南米の得意先に納入しております。

（主な関係会社） TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.、SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.、TF-METAL Mexico, S.A. de C.V. 及びTACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.

#### 欧 州

当社の欧州における営業拠点であるフランスのTACHI-S Engineering Europe S.A.R.L. が管理統括していましたが、同社は、2024年12月にて清算が終了しております。

#### 中 国

当社の中国における営業・開発拠点である泰極愛思（中国）投資有限公司が管理統括し、泰極愛思（鄭州）汽車座椅研発有限公司は開発を行っております。また、その他の子会社及び関連会社は、自動車座席並びに座席部品の製造し、主に中国内の得意先に納入しております。

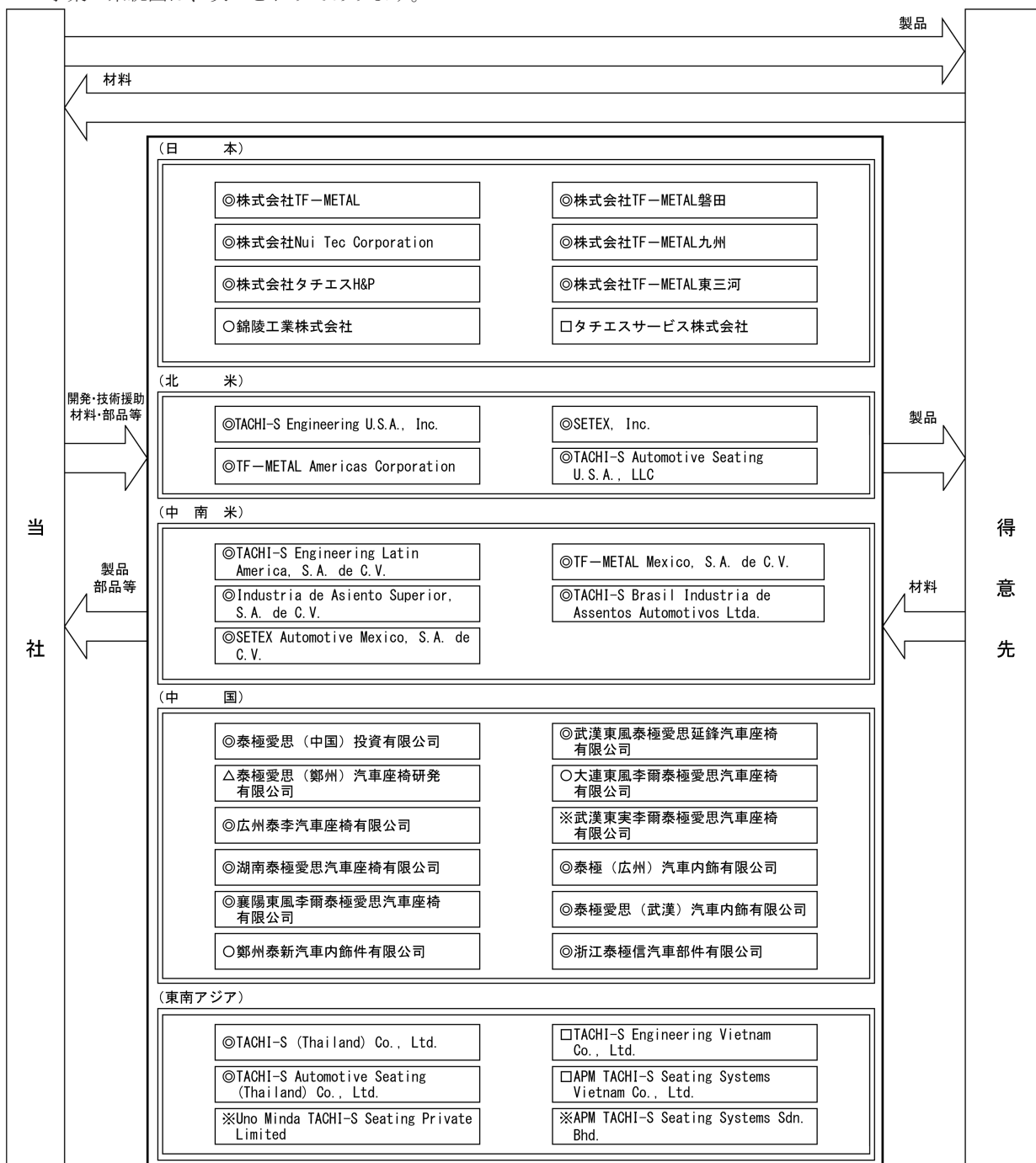
（主な関係会社） 泰極愛思（中国）投資有限公司、浙江泰極信汽車部件有限公司

#### 東南アジア

東南アジアにおきましては、TACHI-S (Thailand) Co., Ltd. が管理統括し、その他の子会社及び関連会社は、主に自動車座席並びに座席部品の製造し、主に東南アジア内の得意先に納入しております。

（主な関係会社） TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 1 ◎は連結子会社、△は持分法適用の非連結子会社、○は持分法適用の関連会社、□は非連結子会社、※は持分法非適用の関連会社を示しております。  
 2 上記の系統図は、当社と当社の関係会社との関係を中心に記載しておりますが、このほかに関係会社間の相互取引も実施しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容						
					役員の兼任等		貸付金 残高 (百万円)	借入金 保証 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借状況	
					当社 役員 (名)	当社従 業員等 (名)					
(連結子会社)											
㈱TF-METAL	静岡県湖西市	50	日本における自動車座席部品の開発、製造、販売	100.0	1	1	—	—	当社製品の部品製造他	なし	
㈱Nui Tec Corporation	東京都青梅市	325	日本における自動車座席用縫製部品の製造、販売	100.0	2	3	—	—	部品の供給及び当社製品の部品製造他	なし	
㈱タチエスH&P	東京都青梅市	40	日本における各種パネ・自動車等座席部品・医療用ベッドの製造、販売	100.0	2	2	—	—	部品の供給及び当社製品の部品製造他	なし	
㈱TF-METAL磐田	静岡県磐田市	15	日本における自動車座席部品の製造、販売	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—	なし	
㈱TF-METAL九州	大分県中津市	10	日本における自動車座席部品の製造、販売	100.0 (100.0)	—	1	—	—	—	なし	
㈱TF-METAL東三河	愛知県新城市	10	日本における自動車座席部品の製造	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—	なし	
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.	米国 ミシガン州 ファーマントンヒルズ市	百万USD 43	北米における営業、開発業務及び統括管理	100.0	2	2	—	—	当社の北米における営業、開発、管理統括業務	なし	
TF-METAL Americas Corporation	米国 ミシガン州 ファーマントンヒルズ市	百万USD 0	米州における統括管理、開発	100.0 (100.0)	—	4	—	—	—	なし	
SETEX, Inc.	米国 オハイオ州 セントメリーズ市	百万USD 5	米国における自動車座席の製造、販売	100.0 (100.0)	1	3	—	—	TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.を経由し技術支援	なし	
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC	米国 テネシー州 スマーナ市	百万USD 22	米国における自動車座席の製造、販売	100.0 (100.0)	1	3	3,663	—	部品の供給	なし	
TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州 アグアスカリエンテス市	百万MXN 2,184	中南米における開発業務及び統括管理	100.0 (100.0)	2	3	—	—	当社の中南米における開発、管理統括業務及び技術支援他	なし	
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州 アグアスカリエンテス市	百万USD 26	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売	100.0 (19.2)	1	2	—	—	部品の供給及び技術支援他	なし	
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ グアナフアト州 セラヤ市	百万USD 24	メキシコにおける自動車座席の製造、販売	100.0 (100.0)	—	3	—	—	部品の供給及び技術支援他	なし	
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州 アグアスカリエンテス市	百万USD 27	メキシコにおける自動車座席部品の製造、販売	100.0 (100.0)	—	2	4,300	—	部品の供給及び技術支援他	なし	
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	ブラジル リオデジャネイロ州 レゼンデ市	百万BRL 525	ブラジルにおける自動車座席の製造、販売	100.0 (52.4)	1	2	—	—	—	なし	
泰極愛思(中国)投資有限公司	中国広東省 広州市	百万RMB 259	中国における営業、開発業務及び統括管理	100.0	2	3	—	—	当社の中国における営業、開発、管理統括業務及び技術支援他	なし	
広州泰李汽車座椅有限公司	中国広東省 広州市	百万RMB 66	中国における自動車座席の製造、販売	51.0	2	3	—	—	部品の供給	なし	
湖南泰極愛思汽車座椅有限公司	中国湖南省 長沙市	百万RMB 40	中国における自動車座席の製造、販売	51.0 (51.0)	1	2	—	—	—	なし	
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	中国湖北省 襄陽市	百万RMB 30	中国における自動車座席の製造、販売	51.0 (51.0)	2	4	—	—	—	なし	
武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司	中国湖北省 武漢市	百万RMB 43	中国における自動車座席の製造、販売	50.0	1	3	—	—	—	なし	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		貸付金 残高 (百万円)	借入金 保証 (百万円)	営業上の取引	設備の 貸借状況
					当社 役員 (名)	当社従 業員等 (名)				
泰極(広州)汽車内飾 有限公司	中国広東省 広州市	百万RMB 38	中国における自動車座 席用縫製部品の製造、 販売	100.0	—	4	—	—	部品の供給、当社製 品の部品製造及び技 術支援	なし
泰極愛思(武漢)汽車内飾 有限公司	中国湖北省 武漢市	百万RMB 35	中国における自動車座 席用縫製部品の製造、 販売	100.0 (100.0)	1	4	—	—	—	なし
浙江泰極信汽車部件 有限公司	中国浙江省 嘉善県	百万RMB 251	中国における自動車座 席部品の製造、販売	82.8 (45.5)	1	1	—	—	当社製品の部品製造	なし
TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都	百万THB 771	東南アジア、インドに おける統括管理	100.0	2	1	—	—	管理統括業務	なし
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都	百万THB 153	タイにおける自動車座 席・座席部品の製造、 販売	100.0	2	1	—	—	部品の供給、当社製 品の部品製造及び技 術支援他	なし
(持分法適用関連会社)										
錦陵工業㈱	福岡県京都郡 みやこ町	100	日本における自動車座 席・座席部品の製造、 販売	25.0	2	—	—	—	—	なし
鄭州泰新汽車内飾件 有限公司	中国河南省 鄭州市	百万RMB 11	中国における自動車座 席の製造、販売	50.0	—	4	—	—	部品の供給	なし
大連東風李爾泰極愛思 汽車座椅有限公司	中国遼寧省 大連市	百万RMB 50	中国における自動車座 席の製造、販売	49.0 (49.0)	2	2	—	—	—	なし

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は、間接所有であります。

- TACHI-S Engineering U.S.A., Inc.、TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC、TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.、SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.、TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.、TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.、泰極愛思(中国)投資有限公司、浙江泰極信汽車部件有限公司及びTACHI-S (Thailand) Co., Ltd.は特定子会社であります。
- SETEX, Inc.及びIndustria de Asiento Superior, S.A. de C.V.を除く上記連結子会社につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- SETEX, Inc.につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。主要な損益情報等は以下のとおりであります。  
売上高37,067百万円(242百万USD)、経常利益370百万円(2百万USD)、当期純利益291百万円(1百万USD)、純資産額7,025百万円(46百万USD)、総資産額10,461百万円(69百万USD)であります。
- Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。主要な損益情報等は以下のとおりであります。  
売上高67,665百万円(448百万USD)、経常損失769百万円(5百万USD)、当期純損失1,812百万円(12百万USD)、純資産額9,905百万円(62百万USD)、総資産額25,969百万円(164百万USD)であります。
- TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLCは、債務超過会社であり、債務超過額は10,217百万円(64百万USD)であります。
- 武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司、債務超過会社であり、債務超過額は132百万円(6百万RMB)であります。
- ㈱タチエスH&Pは、2024年6月1日付で本店所在地を東京都青梅市に移転しております。
- TF-METAL U.S.A., LLCは2025年3月にて清算が終了しております。
- TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.は2024年12月にて清算が終了しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日 本	1,991 (467)
北 米	424 (42)
中 南 米	6,513
欧 州	—
中 国	1,365 (634)
東南アジア	267
合計	10,560 (1,149)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、従業員の( )内の数字は、臨時従業員数の平均人数を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、期間工及び契約社員等を含み、派遣社員を除いております。
- 3 欧州はTACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.の清算終了により、2025年3月31日現在において従業員はおりません。

### (2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,226	39	14.5	6,081

セグメントの名称	従業員数(人)
日 本	1,226
合計	1,226

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、全日産・一般業種労働組合連合会に加盟しております。労使関係は、善意に基づく相互信頼を基調としており非常に安定しております。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### ① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取 得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
3.9	58.3	73.2	73.5	102.8

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度								
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%)				労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
株TF-METAL	—	60.0	60.0	—	(注2)	67.0	68.6	99.8
株Nui Tec Corporation	12.8	0.2	0.2	—		63.1	76.5	74.8

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した  
ものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)  
の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規  
則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであ  
ります。

3 上表に記載のない連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律  
第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法  
律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人と社会と共生し快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする」をコーポレートビジョンとして掲げております。当社は、ビジョンの実現を通じてステークホルダーの要請・期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献することを目的に日々の活動に取り組んでおります。

当社のこれまでの歩みには、社是『互譲協調』があります。『互譲協調』とは、「人と人との和」を大切にし、思いやり・助け合いの精神の下、何事にも使命感と自責心をもって臨み、組織の相乗作用による高い目標・目的を達成することで、社会や社業に貢献する姿勢を意味する当社創業以来脈々と受け継がれている基本的な価値観です。

当社はこの社是の精神に基づき、事業やステークホルダーが直面する諸課題の解決に取り組み、そこから得られる信頼をベースに『選ばれ続ける企業』となることを目指しております。

#### (2) 目標とする経営指標

今年度より取り組む「新中期経営計画TVE (Transformative Value Evolution) Wave 2 2027」においては、基本方針として営業利益の更なる引き上げに最優先で取り組むと同時に資本効率の向上を進めてまいります。

2027年度財務指標及び株主還元方針は以下としております。

##### ■財務目標

- ・営業利益率 : 4.5~5%レベル
- ・ROIC : 8%
- ・ROE : 10%

##### ■株主還元方針

- ・103.8円/株の下限配当を導入（2025年3月期実績：DOE4%相当）
- ・機動的な自己株買いを検討
- ・総還元性向50%以上を目指す

なお、当該KPIの各数値については有価証券報告書提出日現在において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループが関連する自動車業界におきましては、100年に一度と言われる変革が進んでおります。中国系自動車メーカーの台頭が著しい新エネルギー車（BEV、PHEV、FCV）の成長は各国の政策変更等により足元では鈍化していますが、今後共伸長していくと予測されており、自動運転やSDV（Self Defined Vehicle）などの技術革新における競争は引き続き熾烈を極めております。この様な環境下、自動車メーカーは経営戦略の見直しや他社との提携に取り組み業界の再編が進みつつあります。

2021年に中期経営計画「Transformative Value Evolution (TVE)」と共に発表した2030年までの企業価値向上のロードマップでは、2021年～2024年を再生・強化と位置づけ、収益構造と資産効率の改善を図る経営基盤の再構築の期間(Wave 0、Wave 1)とし、活動に取り組んでまいりました。その結果、北米と中国を除く事業において持続的に営業利益を稼ぎ出せる構造への変革が見込める状態になりました。

当社グループは、2025年度から2030年度のWave 2を飛躍の期間とし、継続的な収益改善と共に3つの“シンカ”「深化」、「進化」、「新化」において成長の実現を図ってまいります。Wave 2開始にあたっては事業環境、リスク・機会の分析を行い、ステークホルダーの視点から改めて重要課題を抽出し、当社事業活動と重要課題の繋がりを捉え直し、3つのマテリアリティを特定し2030年ビジョンを策定いたしました。



<2030年ビジョン>

社は“互議協調”に沿い、イノベーションにより提供価値を変革し競争力・収益力を高めると同時に社会課題への対応を通じサステイナブル社会の実現に貢献する

<マテリアリティ>

- ①イノベーションと事業を通じた社会課題への対応（価値の提供）
- ②サステイナブル社会の実現への貢献と信頼に基づき選ばれ続ける企業になるための真摯な事業運営
- ③価値創造に向け自律的に行動できる人財と風土の醸成

2030ビジョンと3つのマテリアリティを活動の基盤に置きTVE Wave 2の目標達成にむけ活動を推進していく所存です。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

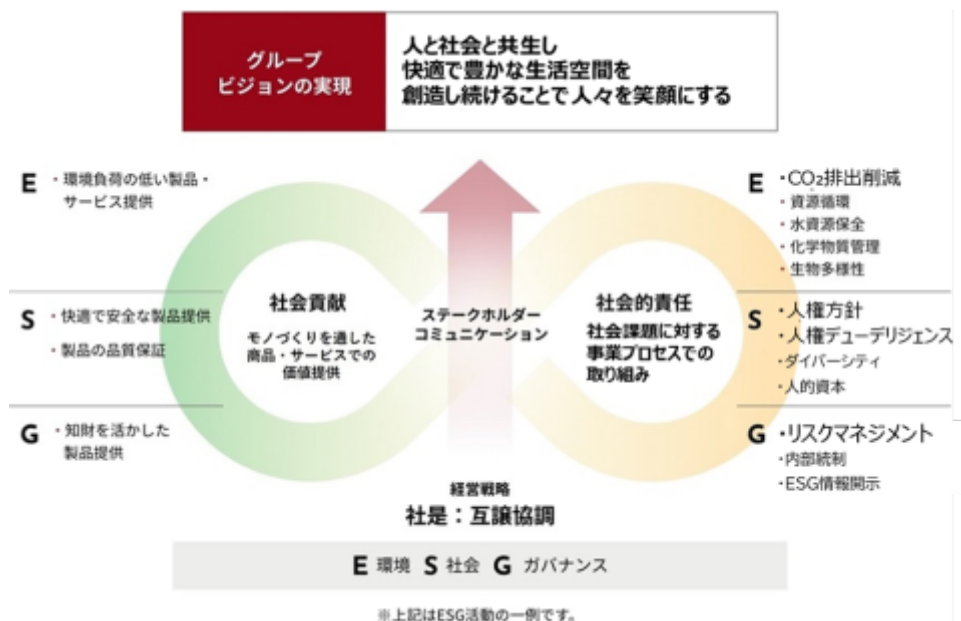
当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ESGの考え方

当社グループは、「人と社会と共生し快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする」をコーポレートビジョンとして掲げております。当社は、ビジョンの実現を通じてステークホルダーの要請・期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献することを目的にESGに取り組んでいきます。そのために、当社は「モノづくりを通じた社会貢献」と「事業プロセスにおける社会的責任」をESGの根幹と位置づけ、ESGと事業活動を一体化した経営を目指します。「モノづくりを通じた社会貢献」では、人々を笑顔にする革新的な技術を礎に自動車用シートを中心とした安心・安全・快適な車室空間を創造し続け、当社の商品やサービスによる提供価値を通じ社会へ貢献していきます。また、「事業プロセスにおける社会的責任」では、法令・社会ルールの遵守はもとより、ダイバーシティの推進や地球温暖化防止など社会が抱える課題に取り組む、よき企業市民として社会的責任を果たしていきます。当社はESGを常に経営戦略の中心に据え、企業の持続的な成長を図りながら、これらの活動を通じて当社ビジョンの実現に取り組んでいきます。

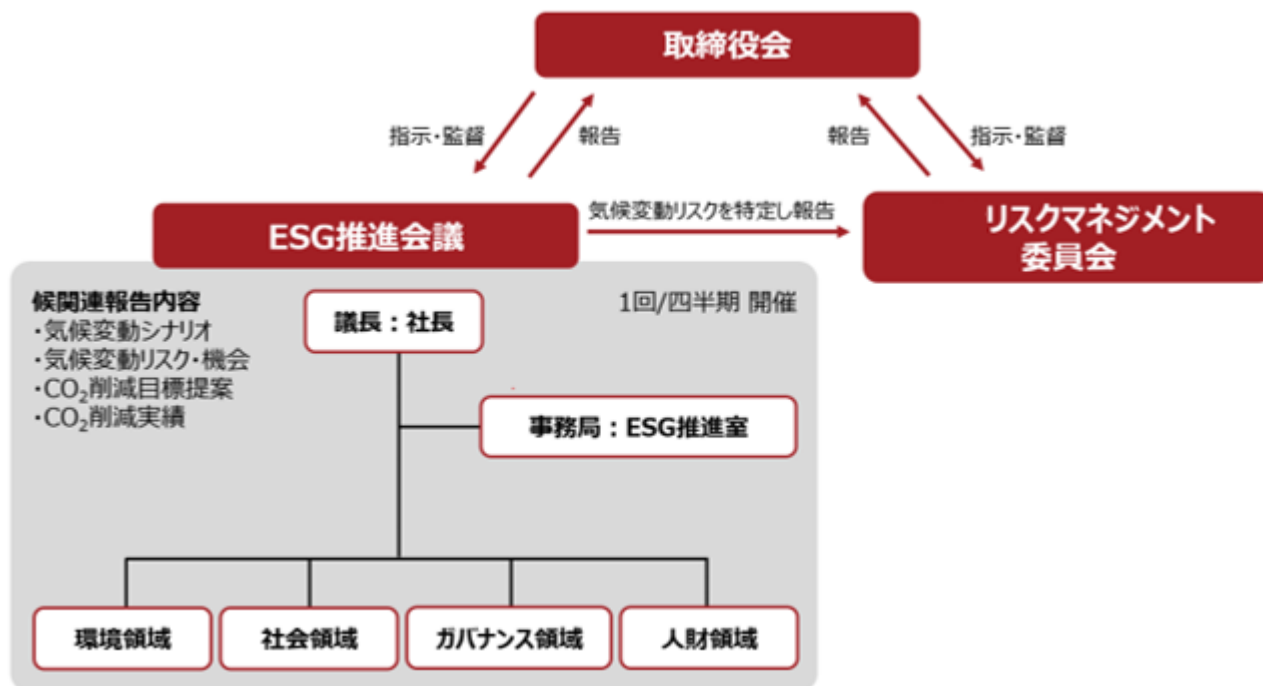
### ■ESG経営概念図



## (2) ESG推進体制

当社は、2019年6月にCSR活動推進会議（責任者：CSR担当役員、メンバー：CSR関連部門、事務局：総務部、経営企画室）を設置し、CSRに関する社会要請の把握、情報開示にむけたCSRの活動実績の取りまとめなどの活動を開始しました。2022年度にはESG推進室を新設し、社会的評価・信頼の一層の向上と「社是・企業理念・経営理念」の実現にむけて、ESG活動の強化に取り組んでいます。

### ■ガバナンス及びリスク管理



#### ① ガバナンス

当社は「“座る”を追求し人と地球を支える」を企業活動の軸とし、ESG課題に対し活動を継続的に実施しております。その取組みについては社長が議長を務めるESG推進会議において、活動方針の承認や四半期ごとの進捗フォローを実施しています。ESG推進会議の内容は、定期的に取り締役員へ報告され、取締役会の指示、監督のもと活動に反映しています。

#### ② リスク管理

当社は、リスク発生時の「損害規模」と「発生頻度」でリスクの重要性を評価し、その内容はリスクマネジメント委員会でレビューされ、取締役会へ報告されています。そのリスク評価に応じて講じるべき対策とその目標値を関係する部会で設定し、リスクマネジメント活動を推進しています。ESG関連リスクについてはESG推進会議で特定し、リスクマネジメント委員会でその他リスクに包含されレビューされます。これらリスクについては1年に一度リスクマネジメント委員会でレビューし、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 戦略

#### ① 気候変動に関する戦略

今世紀末の平均気温が産業革命前との比較で4℃上昇するシナリオと、1.5℃の上昇に抑えられるシナリオを検討し、事業に与える気候関連リスクと機会を抽出しています。リスクマネジメント委員会での評価におけるリスク評価が高い気候関連リスクは、以下のとおりです。

	リスク分類	要因	当社へのインパクト	影響時期	影響度	影響額	対応
移行 リスク 1.5℃ シナリオ	政策/ 法規制	平均気温上昇を1.5℃程度に抑えるため、炭素税導入など厳しい法規制が実施される	・事業所エネルギー費用の増加 ・材料調達費用の増加 ・物流費用の増加	中期	中	炭素税導入による事業所エネルギー費用の増加 7.7億円（連結）	・省エネ活動の継続と拡大 ・再生可能エネルギー利用拡大 ・サプライチェーンの省エネと再エネ促進 ・物流改善による輸送の効率化
	市場/ 技術	消費者に温室効果ガス削減意識が浸透する	・ライフサイクルでCO <sub>2</sub> 排出が多い製品の需要減少	中期	大	従来のシートフレーム製品の売上減少 77億円（連結）	・低炭素化に繋がる、従来技術の深化と新技術開発
物理 リスク4℃ シナリオ	急性	世界のCO <sub>2</sub> 削減は現状レベルに留まり、平均気温が4℃上昇し、集中豪雨や異常な高温が頻発する	・工場浸水 ・サプライチェーン寸断	短期	中	工場浸水による操業停止期間の売上減少 32億円（1拠点）	・BCP策定による早期復旧を実施する
機会1.5℃ シナリオ	商品/ サービス	消費者に温室効果ガス削減意識が浸透する	・ライフサイクルでCO <sub>2</sub> 排出が少ない製品の需要増加	中期	大	新型のシートフレーム製品の売上増加 157億円（連結）	・より小型で軽量の製品の開発 ・リサイクル材や植物由来材料の適用

これら、シナリオ分析の結果から、新たに必要な対応を経営戦略に反映し、事業のレジリエンス強化に取り組む、情報開示に努めてまいります。

(注) 1 参照したシナリオ

- ・4℃ : RCP8.5 IEA STEPS公表政策シナリオ、CPS現行政策シナリオ
- ・1.5℃ : RCP2.6 IEA SDS持続可能シナリオ、NZE2050実質ゼロシナリオ

(注) 2 影響時期 : 短期→3年以内、中期→2030年前後、長期→2050年前後

影響度 : 発生可能性(5段階)×財務影響額(5段階)から算出

#### ② 人的資本に関する戦略

当社では、グループのコーポレートビジョン(企業理念)として「人と社会と共生し、快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする」を、企業を営む上での未来永劫普遍的な考えとして掲げ、企業として持続的な成長を遂げるべく取り組んでいます。とりわけ、人的資本への投資はその中核要素であるという位置づけのもと、当社は、従業員一人ひとりの自主自立の思想・行動を尊重するとともに、仕事を通じて成長の場を提供することが、企業の社会的責任であると考えています。そのため、従業員の人格・個性と多様性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保することで、仕事と家庭・社会における責任をともに果たし、従業員と企業がともに成長できる、活力と働きがいのある職場づくりを進めていきます。これらの実現のための具体的な取組みは、以下のとおりであります。

##### (ア) ダイバーシティの取組み (多様性への対応)

多様な個性や能力を生かせる組織づくりは不可欠であると考えており、人材の多様化に対応すべく、以下のとおり、女性活躍推進とグローバル人材の採用に取り組んでおります。

● 女性役員及び女性管理職（日本）

国内での取り組みとして、政府が掲げる2030年における女性役員比率30%達成に向けて候補者を選出し、役員による職場環境改善に対するコミットメントと、個々の育成計画を策定し進捗を管理します。また、女性役員の候補となる女性管理職比率としては、2030年目標を15%に設定しております。

● 女性活躍促進にむけた行動計画（日本）

国内の母数形成を図るための環境整備として、不妊治療休暇、産前・産後面談の制度導入により、これまで退職を余儀なくされていた社員が安心して就業できる環境を実現します。

● グローバル人財の採用活動（日本）

グローバル人財の採用活動定着化を通じ、持続的に社内の多様性を高めていくため、2021年度より以下の活動を実施しております。

- ・ 外国人留学生を対象を絞った企業説明会の実施
- ・ 現地、海外学生とのオンライン採用面接の実施

(イ) 教育

全社教育（法令順守マインド醸成、自己啓発支援）、階層別教育（ヒューマンスキル）、部門別教育（テクニカルスキル）の三本柱を教育体系として各種教育を実施しております。2024年度については、中堅層を対象とした選抜制の次世代リーダー力強化研修を新たに実施しました。また、以下のとおり、変革を実現するための人財マネジメントとして、管理職層のマネジメント能力の向上（注1）、海外キーパーソンの育成（注2）に取り組んでおります。

- (注) 1 部下の育成、チームマネジメント、メンバーのスキル・モチベーション向上にアプローチするための管理職向けアクションラーニング研修、リーダーシップ研修の実施。
- 2 将来の当グループを牽引する人財をグローバル全地域で発掘し、高い視野・視座をもつ変革人財の育成を実施。

(4) 指標及び目標

① 気候変動に関する指標

上記「(3) 戦略 ①気候変動に関する戦略」に関し、2050年カーボンニュートラルを目指し、その指標と2030年目標は、以下のとおりであります。

指標		2023年実績 (注) 1
スコープ1及びスコープ2	タチエスグループ連結	33,822t - CO <sub>2</sub>
スコープ3 (カテゴリー1)	タチエスグループ連結	973,249t - CO <sub>2</sub>
スコープ1及びスコープ2	提出会社	7,066t - CO <sub>2</sub>
スコープ3 (カテゴリー1)	提出会社	329,104t - CO <sub>2</sub> (注) 2

2030年度目標

- ・ CO<sub>2</sub>排出量スコープ1、2削減(タチエスグループ連結)：2019年度比△50%

(注) 1 bsi社による第三者検証を受け独立保証声明書を取得しております。

<https://www.tachi-s.co.jp/sustainability/tcfd.html>

- 2 スコープ3 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースver3.2」より算出。提出会社のカテゴリー1～8を算出し、カテゴリー1が95%以上を占めるため、連結、単体ともカテゴリー1のみ記載しております。

② 人的資本に関する指標

上記「(3) 戦略 ②人的資本に関する戦略」に記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する取組み及び社内環境整備に関する取組みについて用いる指標は、以下のとおりであります。

項目	指標	目標	実績(当事業年度)
女性活躍促進に向けた行動計画 ダイバーシティの取組み	採用における女性比率	2024年度までに30%	22.7%
	女性管理職比率	2030年度までに15%	3.9%
グローバル人財の採用活動	学卒採用における外国人比率	10%以上/年	35.0%
教育	全社員向け教育の理解度	平均3以上 (注) 1	平均3以上

(注) 1 評価範囲「1～5」、理解度テストの難易度は教育実施者に一任

(注) 2 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異についての実績は、「第1 企業の状況 5 従業員の状況 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

#### (1) 業績変動

当社グループの事業は自動車用座席及び座席部品の製造並びに販売であり、特定の自動車メーカーの系列に属さず、複数の自動車メーカーからの受注に基づいて生産・販売を行っております。従いまして、特定の自動車メーカーへの依存度は高くありませんが、販売先である自動車メーカー各社の市場での評価や支持、当社グループの製品を採用した車種の販売動向、あるいは新型車種投入時期により、業績に影響を受ける場合があります。また、売上高及び利益が上期、又は下期に偏る場合があります。さらに、自動車メーカーによる発注方針の変更、生産調整（原材料不足含む）、特定車種の生産工場移管、工場再編等により、業績に影響を受ける場合があります。加えて、当社グループはグローバルに事業活動を展開しております。これに伴い、各地域における売上、費用、資産、負債を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のため円換算されており、換算時の為替レートにより、現地通貨における価値が変わらなくても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

#### (2) 新製品開発力

当社グループは、技術力とコスト競争力に裏打ちされた確固たる『グローバル・シート・システム・クリエーター』としての地位確立が急務であるとの認識から、業界標準たり得る差別化商品・新工法をユーザー及び自動車メーカーに提供するため、長期的視野に立ってシート技術の研究開発活動を展開しております。しかしながら、ユーザーと自動車メーカーの変化を十分に予測できず、魅力ある新製品を開発できない場合やタイムリーに提供できない場合、将来の成長と収益性を低下させ、更には投下資金の負担が業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) グローバル展開

当社グループは、特定のメーカーの系列に属さず、複数の自動車メーカーとの取引を行っていることは前述のとおりです。自動車メーカー各社は各様のグローバル展開を実践し、当社グループは、この施策に追従する必要性が出てきております。生産拠点を設けるにあたっては、予期しない法規又は税制の変更、あるいはテロ、戦争、その他の要因による社会的混乱等、事業の遂行に問題が生じる可能性があります。

#### (4) リスク評価により選定された対策優先リスク

当社では前述のリスクに加え、事業環境の変化を踏まえて予測されるリスクを抽出し、「損害規模」と「発生頻度」の観点から評価を実施しております。評価されたリスクについては、社内のリスクマネジメント委員会においてリスクの大きさだけでなく、「当社が重視する価値観」や「ステークホルダーの社会的な関心が高いリスク」といった観点を加味して協議し、当社の対策優先リスクを選定しております。また、各リスクについては、その対策状況を確認し、必要に応じて改善状況のフォローアップを実施しております。なお、対策優先リスクは、当社グループ会社間で共有し、グループ全体でリスクの最小化に努めております。選定された対策優先リスクは、以下のとおりです。

##### ① 火災・爆発

火災・爆発については、法定に基づいた消防設備の維持及び建屋の管理、危険物や可燃物等の管理、消防訓練の実施、火災保険の付保等の対策を推進しております。しかしながら、工場等で火災が発生し建屋、設備等が焼損するとともに、従業員が死傷した場合、また、復旧までの長期間にわたり、工場の操業を停止せざる得なくなった場合は、当社グループの生産及び社会的信用に影響が生じ、影響の規模によっては、事業の遂行に問題が生じる可能性があります。

##### ② 自然災害（地震）

自然災害については、法令に基づいた消防設備の維持及び建屋の管理、BCP規程の策定及び訓練の実施、ハザードマップの周知等の対策を進めております。しかしながら、生産拠点を含む地域で災害が発生し、建屋や生産設備・機械、出荷前の製品等が損傷するとともに、従業員が死傷した場合、また、治具等の関係上、他工場代替生産ができず、工場が復旧するまで操業が停止した場合は、当社グループの生産及び社会的信用に影響が生じ、影響の規模によっては、事業の遂行に問題が生じる可能性があります。

③ サイバー攻撃

サイバー攻撃については、情報セキュリティの必要性・重要性について教育を通して従業員の認識を高めながら、常に従業員と連携し対応しています。また、セキュリティ対策システムは、次々に発生する情報セキュリティリスクに対応するために、常日頃から対策と監視を強化し、従業員が安全にIT環境を利用できるように、総合的な情報セキュリティ対策を行っています。しかしながら、高度化されたサイバー攻撃により当社の情報が万一漏洩、流出した場合、当社グループの生産及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外現地法人・拠点の管理不備

海外現地法人・拠点の管理不備については、組織的又は個人による不正・違法・反倫理的行為、行動規範や社内ルール違反などについて相談・通報を受け付ける「内部通報制度」を、全てのグループ会社で整備しています。また、業務執行部門の業務の妥当性、準拠性、有効性を確認する「業務監査」を定期的に行っており、その中で倫理・法令遵守状況等の確認も行っています。しかしながら、海外現地法人・拠点の管理が不十分であることにより、不正・不祥事が発生した場合、当社グループの業績と財務状況及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 品質問題

品質問題については、予防体制・危機管理体制を構築し、月次での報告会の実施、市場クレームの分析、対策を行っており、社内での品質概要教育、製造物責任賠償についての保険の付保等も推進しております。しかしながら、当社製品の欠陥により事故等が発生、又は当該製品の回収が行われた場合、当社グループの生産及び社会的信用に影響が生じ、影響の規模によっては、事業の遂行に問題が生じる可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

##### (1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復傾向が続いており、企業は堅調な業績を背景にデジタル変革・省人化対応・脱炭素関連・サプライチェーンの強靱化など、将来に向けた投資を進めています。2025年の春闘の賃上げ率は2023年、2024年に続き高い伸びとなる見込みではあるものの、足元で進む物価上昇により内需の中心である個人消費は力強さを欠いています。主要リスクとしましては、米国トランプ政権の主要政策見直しによるグローバル経済への影響と低迷が続く中国経済などが挙げられます。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、新エネルギー車が著しい伸びを示している中国を除き、グローバル市場全体としては新エネルギー車への移行が当初見込みより遅れるなか、自動車メーカー各社は車種戦略・投資計画の見直しを図っています。自動車業界は100年に1度と言われる技術革新を通じたクルマに求められる付加価値の変革に対応するための投資を進める一方で、インフレ・米国トランプ政権の政策変更影響や地政学的リスクなどへの対応が求められています。このような環境のもと、当社を含めたサプライヤーには、主体的でスピーディーな変化への対応が従来にも増して重要になっております。

当連結会計年度は、2021年度に開始した中期経営計画「Transformative Value Evolution (TVE)」のWave 0とWave 1の最終年度にあたります。事業環境の変化を受け、2023年度からは収益改善に向けた3つの追加施策に取り組んでまいりました。1つ目は事業縮小や工場集約などの不採算事業の収益改善。2つ目は材料費や物流費の自社による更なる低減に加え、インフレに伴うコスト上昇分の販売価格への反映を通じた限界利益の向上。3つ目は開発・管理体制の見直しなどによる固定費の最適化です。この結果、日本・北米・中南米において収益構造改革が進み、北米と中国を除く地域で持続的な営業利益を稼ぎ出せる構造への変革が見込める状態になってまいりました。その他の主な事業活動成果としては、日本国内では本田技研工業株式会社向けN-BOX JOYとN-VAN e、トヨタ自動車株式会社向けランドクルーザー250のシート生産を立ち上げ、メキシコでは、メキシコ日産自動車会社向けに当社新型標準フロントシート用フレームTTK-X並びに新型KICKSのシート生産を立ち上げております。品質面では、これまでの地道な取組みが評価され、各地域においてお客様より多くの品質賞を受賞しております。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における業績は、売上高は2,853億9千4百万円と前年同期比2.6%減となりましたが、営業利益は96億2千5百万円（前年同期比33.6%増）、経常利益は107億6千8百万円（前年同期比23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は113億1千万円（前年同期比108.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### 日 本

売上高は1,155億2百万円（前年同期比7.7%減）、営業利益は67億9千7百万円（前年同期比97.2%増）となりました。

##### 北 米

売上高は438億4千9百万円（前年同期比19.7%減）、営業損失は6千5百万円（前年同期は営業損失10億2千3百万円）となりました。

##### 中 南 米

売上高は1,037億1千1百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益は30億1千8百万円（前年同期比24.3%減）となりました。

##### 欧 州

売上高は1千4百万円（前年同期は売上高0百万円）、営業損失は6千1百万円（前年同期は営業利益1億7千4百万円）となりました。

##### 中 国

売上高は182億1千4百万円（前年同期比4.5%減）、営業損失は6億2百万円（前年同期は営業利益6億1百万円）となりました。

##### 東南アジア

売上高は41億1百万円（前年同期比35.6%増）、営業利益は5億7千7百万円（前年同期は営業利益3千8百万円）となりました。



セグメントごとの生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

①生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
日 本	115,135	△8.1
北 米	43,559	△20.3
中 南 米	104,032	14.3
欧 州	14	—
中 国	18,100	△5.5
東南アジア	4,087	34.4
合計	284,930	△2.8

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は販売価格によっております。

②受注実績

当社グループは主に自動車座席及び座席部品を製造・販売しており、主要な顧客である自動車メーカー各社に対する納品までの期間が極めて短期間であるため、受注高及び受注残高の記載を省略しております。

③販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日 本	115,502	△7.7
北 米	43,849	△19.7
中 南 米	103,711	13.7
欧 州	14	—
中 国	18,214	△4.5
東南アジア	4,101	35.6
合計	285,394	△2.6

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
メキシコ日産自動車会社	43,681	14.9	48,378	17.0
三菱自動車工業株式会社	37,385	12.8	39,399	13.8
本田技研工業株式会社	39,536	13.5	28,663	10.0

## (2) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、1,719億5千7百万円と前連結会計年度末に比べ88億4千8百万円減少しております。これは主に、関連会社株式の売却等により投資有価証券が59億5千6百万円、関連会社出資金の減少等により投資その他の資産のその他が14億7百万円それぞれ減少したことによるものであります。

セグメントごとの資産は、次のとおりであります。

### 日 本

総資産は1,235億1千8百万円と前連結会計年度末に比べ31億6千8百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が増加したこと等によるものであります。

### 北 米

総資産は372億5千8百万円と前連結会計年度末に比べ65億8千3百万円の減少となりました。これは主に、売掛金が減少したこと等によるものであります。

### 中 南 米

総資産は516億5千8百万円と前連結会計年度末に比べ17億6千4百万円の増加となりました。これは主に、売掛金並びに原材料及び貯蔵品がそれぞれ増加したこと等によるものであります。

### 欧 州

TACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.の清算結了により総資産はありません。(前連結会計年度末に比べ33億3千5百万円の減少)

### 中 国

総資産は222億1千2百万円と前連結会計年度末に比べ43億2千7百万円の減少となりました。これは主に、売掛金の減少並びに関連会社出資金の売却に伴う投資有価証券の減少によるものであります。

### 東南アジア

総資産は58億7千4百万円と前連結会計年度末に比べ9億2千6百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金並びに売掛金の増加によるものであります。

負債合計は、737億7千2百万円と前連結会計年度末に比べ107億3千5百万円減少しております。これは主に、支払手形及び買掛金が64億2千4百万円、未払費用が20億2千1百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産合計は、981億8千5百万円と前連結会計年度末に比べ18億8千6百万円増加しております。これは主に、利益剰余金が79億8百万円増加した一方、有価証券評価差額金が12億8千7百万円、非支配株主持分が46億1千6百万円それぞれ減少したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、435億9千3百万円と前連結会計年度末に比べ44億6千5百万円(11.4%)増加しました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、97億6千4百万円であり、前連結会計年度と比べ86億8千2百万円(47.1%)減少しました。これは主に、収益力の改善により営業利益が20億1千9百万円増加した一方で、運転資本の増減額が33億9百万円、未払費用の減少等により営業活動によるキャッシュ・フローその他が62億9千2百万円それぞれ減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により得られた資金は、39億6千2百万円であり、前連結会計年度と比べ60億4千5百万円（前連結会計年度は20億8千3百万円の使用）増加しました。これは主に、有形固定資産の売却による収入が39億2千1百万円、関係会社株式の売却による収入が35億5千8百万円それぞれ増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、92億9千4百万円であり、前連結会計年度と比べ40億7千6百万円（30.5%）減少しました。これは主に、短期借入金の返済が前連結会計年度と比べ減少したことから、短期借入金の純増減額が93億3千5百万円の増加となった一方で、非支配株主への払戻による支出が38億5千万円増加したことによるものです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループは営業活動から得られるキャッシュ・フロー及び自己資金に加えて、金融機関との間で締結したコミットメントラインを含む短期借入枠により資金の流動性を十分に確保しております。

また、設備投資資金についてはグループの投資計画に基づき外部借入も機動的に活用することにより、全体で資本コストの適正化と財務の健全性の確保に努めております。

株主還元については経営における重要課題の一つと考えております。当社の配当政策については、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。

#### (4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積り及び判断は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針及び重要な会計上の見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

#### (5) 経営上の目標の達成状況

2021年度から取り組み、2024年度が最終年度となる中期経営計画「Transformative Value Evolution (TVE)」では、策定時からの3つの事業環境変化（①コロナ禍や半導体不足によるグローバル生産台数の減少、②中国での大幅な生産台数の低下、③グローバルでの物価上昇）による収益低下に対処するため、当初2022年度末までを予定していた収益確保を主眼とするWave 0 期間を延長し、収益改善に向けた以下の追加施策を実施してまいりました。

- 1) 不採算事業の収益改善
- 2) 限界利益の向上
- 3) 固定費の最適化

この結果、TVE Wave 0 / 1 の2024年度の経営目標(売上高、営業利益、ROE、DOE)は全項目において達成いたしました。また、全ての事業を対象にゼロベースで収益性や事業将来性を再評価した結果、グローバル拠点数は2020年度末の14カ国/69拠点から2024年度末には9カ国/53拠点へとリーンの事業構造となりました。損益分岐点売上高は、2020年度末の2,500億円から2024年度末時点で2,200億円に引き下げることができました。Wave 0 / 1 フェーズで計画した収益構造基盤の再構築はほぼ完了し、2024年度に赤字となった北米と中国の収益改善及び中南米での収益向上が継続課題となります。

Wave 2 フェーズでは、継続的な収益向上と共に「飛躍」に向けた成長の実現に取り組んでまいります。

## 5 【重要な契約等】

(第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)の募集について決議し、2025年3月19日に払込みが完了いたしました。

### 第1回新株予約権

新株予約権の総数	33,112個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本新株予約権1個の行使請求により交付する普通株式の数は、181,200円(払込価額)を行使時において有効な行使価額で除した最大整数とし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。(注)
新株予約権の発行価額	本新株予約権1個当たり 185円
新株予約権の払込価額	本新株予約権1個当たり 181,200円
当初行使価額	1株当たり 1,812円
新株予約権の行使期間	2025年3月21日から2030年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の割当先	AAGS S12, L.P.

(注) 本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に払込価額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とし、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更されません。

### 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の金額の総額を行使時において有効な転換価額で除して得られる数とし、行使により生ずる単元未満株式は現金により精算し、1単元未満の株式は切り捨てる。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込みは要しない。
当初転換価額	1株当たり 1,812円
新株予約権の行使期間	2025年3月21日から2030年3月18日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権付社債の残高	4,011百万円
新株予約権の割当先	AAGS S12, L.P.

### (固定資産の譲渡)

当社の連結子会社であるTACHI-S Engineering U.S.A., Inc.は、当社が保有する固定資産の譲渡に関する契約を2024年12月17日に締結し、2025年3月28日に引き渡し完了しております。

#### 1. 譲渡の理由

当社は、2021年5月に発表した中期経営計画に基づき、工場及び事業所の再編、物流効率化を含む収益構造の改善に取り組んでおり、その一環として以下の資産を譲渡するものであります。

#### 2. 譲渡資産の内容

所在地	米国テネシー州
資産の種類	土地、建物
譲渡前の用途	工場

#### 3. 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴う売却益は、当連結会計年度において固定資産売却益として特別利益に計上しております。

## 6 【研究開発活動】

当社グループは、社会・経済環境が大きく変化していく中、長期的視点に立ち、シートに関連する技術のトレンドを的確にとらえ、ユーザー及び自動車メーカー（関連メーカー）各社のニーズに積極的に応えるため、競争力ある商品の開発、基盤技術・先行技術の研究開発活動を展開しております。

新製品の開発及び新技術の基礎研究は、主に国内の開発拠点を中心に海外の開発拠点とグローバルでの相互補完体制を構築し、『グローバル・シート・システム・クリエイター』として、世界的レベルで研究開発活動を進めております。

なお、当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費の総額は3,689百万円であり、主として日本で発生したものであります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

### 日 本

技術・モノづくりセンターを中心として、コア技術を日本で確立・標準化し、世界に展開することにより、開発業務の効率化を図るとともに、世界同一品質の実現と低コスト化を推進しております。

主たる成果は以下のとおりであります。

#### ①シート及びオリジナル機構部品開発

自動車用シート、シートのリクライニングデバイス、スライドレール、リフター装置、パワーシートデバイス、シートの付属機構や装備等を含めた開発をシートシステムとして行い、得意先各社へ提案し採用されております。

#### ②標準フレーム

グローバルに、多様な車種で共通して使うことができる、汎用性が高く、軽量・低コストの標準フレームを開発し、得意先各社へ提案し採用されております。地域別では、日本・中国・メキシコにて採用されております。

#### ③環境対応技術開発

各種環境負荷物質の全廃に向けた製品・技術の開発、自動車のライフサイクルCO<sub>2</sub>削減のためのシートの軽量化技術の開発を行い、得意先各社へ提案し採用されております。また、リサイクル材料の提案に向けた開発に取り組んでおります。

#### ④安全性向上技術開発

サイドエアバック組込シート、スマートエアバックに対応した乗員検知・識別式シート、前面・後面・側面衝突時の荷重入力に対応した安全シート構造、頸部傷害軽減構造等の開発をシートシステムとして行い、得意先各社へ提案し、採用されております。

#### ⑤生産技術開発

シートの接着成形技術、ヘッドレスト・アームレストの一体発泡成形技術、トリムカバー縫製に関わる技術、シートフレーム溶接技術、シート組立に関わる技術についての省力化・自動化に取り組み、労働人口減少という社会問題への対応を図り、高品質な製品の安定供給に向け取り組んでおります。

#### ⑥シートの研究分野

シートの基本性能である「座り心地」や「人の快適感」の要因について継続的な研究を行い、自動車乗員のより快適な移動のためのシート構造や装備等の開発を行っております。さらに、CAE解析によるバーチャル試験技術の開発により、開発期間短縮、コストダウン等に貢献しております。

⑦将来シート商品の開発

EVシフトやADAS技術の進化に伴いニーズが高まってくる乗員快適性に対応するため、熱マネジメント技術などの付加価値技術の開発を推進しております。また、「移動マイルーム」コンセプトで移動空間における付加価値を提案し、スマートシートでシートに係る体験価値を創出、具現化してきており、さらに、シートにおける体験を新たな価値とする商品の具現化に向け、感性領域の付加価値開発も推進しております。

※ADAS : Advanced Driver-Assistance System

北 米

米国ミシガン州にTACHI-S Engineering U.S.A., Inc.を構え、主に、米国内での各自動車メーカーの新製品開発に独自に対応し、米国国内の量産化に貢献しております。

中 南 米

メキシコ アグアスカリエンテス州にTACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.を構え、開発拠点として、主に米国やメキシコでの量産化に貢献しております。

中 国

中国広東省広州市に泰極愛思（中国）投資有限公司、同河南省鄭州市に泰極愛思（鄭州）汽車座椅研発有限公司を構え、現地で開発し得意先へ提案できるよう体制の強化を図っており、中国生産車種のマイナーチェンジへの対応や、今後の中国国内の自動車メーカーからのご要望にお応えしております。

東南アジア

ベトナム ホーチミン市に開発拠点としてTACHI-S Engineering Vietnam Co., Ltd.を構え、設計開発とCAE解析力の強化を進めております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は5,270百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

##### 日 本

当連結会計年度の主な設備投資は、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額2,240百万円の投資を実施しました。

##### 北 米

当連結会計年度の主な設備投資は、モデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額748百万円の投資を実施しました。

##### 中 南 米

当連結会計年度の主な設備投資は、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額1,181百万円の投資を実施しました。

##### 欧 州

当連結会計年度の設備投資はありません。

##### 中 国

当連結会計年度の主な設備投資は、モデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額964百万円の投資を実施しました。

##### 東南アジア

当連結会計年度の主な設備投資は、モデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に総額136百万円の投資を実施しました。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	金額 (百万円)					
武蔵工場 (埼玉県入間市他)	日本	自動車座席 の製造設備	32,734	1,802	817	840	102	3,562	259
愛知工場及び 技術センター愛知 (愛知県安城市)	日本	営業・設計・ 開発及び 自動車座席 の製造設備	27,347 (14,166)	406	419	387	73	1,286	234
鈴鹿工場 (三重県鈴鹿市)	日本	自動車座席 の製造設備	18,560	263	486	147	27	926	140
栃木工場 (栃木県下野市他)	日本	自動車座席 の製造設備	16,968 (4,968)	141	225	93	14	475	98
本社/技術・モノづく りセンター (東京都青梅市)	日本	営業・調達・ 設計・開発・ 試作・実験等 技術及びモノ づくり全般	5,790	559	895	189	120	1,765	465
アドバンスト・テクノ ロジー・センター (東京都青梅市)	日本	実験設備	13,891	77	406	63	151	698	30
フレスポタウン昭島 (東京都昭島市)	日本	賃貸用不動産	4,844	86	43	—	0	129	—

- (注) 1 投下資本額は、期末帳簿価額によっております。  
 2 「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。  
 3 ( )内の数字は、借用資産であり内書で示してあります。  
 4 青梅工場は、工場機能を主に武蔵工場へ移管し、2024年12月31日付でアドバンスト・テクノロジー・センターに改称しております。  
 5 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

会社名 (事業所名)	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	面積(㎡)	契約期間	年間賃借料 (百万円)	契約残高 (百万円)
提出会社 (青梅地区)	東京都 青梅市	日本	建物	7,916	2020. 4. 1 ～2025. 6. 30	41	—

### (2) 国内子会社

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)					
㈱TF-METAL	静岡県 湖西市他	日本	自動車座席 部品の製造 設備	17,116	203	639	845	567	2,256	349
㈱Nui Tec Corporation	秋田県 横手市他	日本	自動車座席 用縫製部品 の製造設備	37,018 (1,730)	311	260	60	39	671	252
㈱タチエスH&P	東京都 青梅市	日本	各種バネ・ 自動車座席 部品・医療 用ベッドの 製造設備	1,816 (1,422)	111	75	49	19	255	43
㈱TF-METAL磐田	静岡県 磐田市	日本	自動車座席 部品の製造 設備	5,016	156	50	115	7	331	45
㈱TF-METAL九州	大分県 中津市	日本	自動車座席 部品の製造 設備	7,160	101	451	327	33	914	69

- (注) 1 投下資本額は、期末帳簿価額によっております。  
 2 「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。  
 3 ( )内の数字は、借用資産であり内書で示してあります。



## (3) 在外子会社

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び車両 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)					
TACHI-S Engineering U. S. A., Inc.	米国 ミシガン州 ファーミント ンヒルズ市	北 米	自動車座席 の開発及び 試作設備	34,399	271	1,442	42	59	1,816	28
SETEX, Inc.	米国 オハイオ州 セントメリ ーズ市	北 米	自動車座席 の製造設備	144,662	53	637	340	83	1,115	386
TACHI-S Engineering Latin America, S. A. de C. V.	メキシコ アグアスカリ エンテス州 アグアスカリ エンテス市	中南米	自動車座席 の開発及び 実験設備	4,953 (4,953)	—	131	224	33	390	64
Industria de Asiento Superior, S. A. de C. V.	メキシコ アグアスカリ エンテス州 アグアスカリ エンテス市他	中南米	自動車座席 の製造設備	168,521 (69,566)	459	766	3,066	1,412	5,704	5,144
SETEX Automotive Mexico, S. A. de C. V.	メキシコ グアナファト 州 セラヤ市	中南米	自動車座席 の製造設備	19,957	268	355	751	139	1,515	470
TF-METAL Mexico, S. A. de C. V.	メキシコ アグアスカリ エンテス州 アグアスカリ エンテス市	中南米	自動車座席 部品の製造 設備	59,425	468	609	1,698	1,425	4,201	586
TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.	ブラジル リオデジャネ イロ州 レゼンデ市	中南米	自動車座席 の製造設備	39,808 (39,808)	—	27	537	5	570	249
広州泰李汽車座 椅有限公司	中国 広東省 広州市	中 国	自動車座席 の製造設備	31,979 (31,979)	—	224	221	384	830	89
湖南泰極愛思汽 車座椅有限公司	中国 湖北省 長沙市	中 国	自動車座席 部品の製造 設備	24,112 (24,112)	—	—	—	—	—	5
襄陽東風李爾泰 極愛思汽車座椅 有限公司	中国 湖北省 襄陽市	中 国	自動車座席 の製造設備	12,529 (12,529)	—	—	94	528	623	82
武漢東風泰極愛 思延鋒汽車座椅 有限公司	中国 湖北省 武漢市	中 国	自動車座席 の製造設備	39,510 (39,510)	—	—	—	—	—	71
泰極（広州）汽 車内飾有限公司	中国 広東省 広州市	中 国	自動車座席 用縫製部品 の製造設備	27,515 (27,515)	—	95	342	272	710	590
泰極愛思（武漢） 汽車内飾有限公 司	中国 湖北省 武漢市	中 国	自動車座席 用縫製部品 の製造設備	11,905 (11,905)	—	—	340	259	600	343
浙江泰極信汽車 部件有限公司	中国 浙江省 嘉善県	中 国	自動車座席 部品の製造 設備	64,505 (64,505)	—	933	537	572	2,043	109
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク都	東 南 アジア	自動車座席 の製造設備	17,379 (17,379)	—	2	663	1,071	1,737	266

- (注) 1 投下資本額は、期末帳簿価額によっております。  
2 「その他」は、工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。  
3 ( )内の数字は、借用資産であり内書で示してあります。  
4 帳簿価額は固定資産に係る減損損失計上後の金額であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月	完成予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	愛知工場	日 本	自動車座席の製 造設備	280	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
(株)TF-METAL	本社	日 本	自動車座席部品 の製造設備等	1,230	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
(株)Nui Tec Corporation	本社	日 本	自動車座席用法 整備品の製造設 備等	426	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
SETEX, Inc	本社	北 米	自動車座席の製 造設備等	485	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.	本社	中南米	自動車座席の製 造設備等	828	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	本社	中南米	自動車座席の製 造設備等	160	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.	本社	中南米	自動車座席部品 の製造設備等	1,106	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—
TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.	本社	東南アジア	自動車座席部品 の製造設備	147	—	自己資金等	2025年4月	2026年3月	—

(注) 完成後の増加能力については、合理的に算定できないため記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,242,846	35,242,846	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	35,242,846	35,242,846	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回新株予約権	
決議年月日	2025年2月27日
新株予約権の数(個) ※	33,112 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,311,200 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,812 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2025年3月21日～2030年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

#### (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。)なお、当社の単元株式数は100株である。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、181,200円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義される。以下同じ。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項各号に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、181,200円とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、1,812円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。

2 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（本項第(4)号ロに定義される。本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権と同日付で発行される新株予約権付社債は除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。  
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ロ 「特別配当」とは、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において、2030年3月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において、2030年3月18日までの間に終了する各事業年度につき、当該事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本の金額に5%を乗じた金額を当該事業年度の配当に係る最終の基準日時点の発行済株式総数で除した金額に、当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (4) その他

- イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ロ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、上記第(2)号ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。

- ハ 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に上記第(2)号又は本項第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- ニ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (5) 本新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)号ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下、本「新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)」において「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (6) 上記第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権と同日付で発行される新株予約権付社債は除く。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
  - ニ 本号イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号イ及びロにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、上記第(2)号ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) 上記第(1)号、第(3)号及び第(5)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8) 上記第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 上記第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

## 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 新株予約権の行使期間

本新株予約権者は、2025年3月21日から2030年3月18日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日（株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。以下同じ。））までの間（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日
- (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

## 6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権の要項の規定は承継新株予約権について準用する。「承継会社等」とは、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）」において、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかをいう。

### (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

### (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

### (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の要項を参照して決定する他、以下に従う。

- ① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、行使価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、行使価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
当該組織再編行為の条件を勘案の上、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に準じて決定する。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本欄の規定に準じて決定する。
- (10) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2025年2月27日
新株予約権の数(個) ※	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,204,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,812 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2025年3月21日～2030年3月18日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円) ※	4,011,800

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。)  
なお、当社の単元株式数は100株である。



## 2. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

## 3. 新株予約権の行使時の払込金額

### 1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

### 2 転換価額

各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,812円（以下「当初転換価額」という。）とする。なお、転換価額は次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従い調整されることがある。

### 3 転換価額の調整

#### (1) 転換価額の調整

① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（本項第(3)号②に定義される。本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権付社債と同日付で発行される新株予約権は除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ニにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求（以下、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において、「行使請求」という。）をした本転換社債型新株予約権を有する者（以下「本転換社債型新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{1}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 特別配当による転換価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記②に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② イ 「特別配当」とは、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において、2030年3月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において、2030年3月18日までの間に終了する各事業年度につき、当該事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本の金額に5%を乗じた金額を当該事業年度の配当に係る最終の基準日時点の発行済株式総数で除した金額に、当該基準日における各本社債の金額（金100,000,000円）当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (3) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
 ② 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、上記第(1)号②ホの場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。  
 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
 ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記第(1)号②又は本項第(5)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。  
 ④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- ⑤ 本新株予約権付社債の発行後、下記⑥に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記⑥ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、下記⑥ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において「取得価額等」という。）をいう。）が、下記⑥において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- ⑥ 上記⑤により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）の調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権付社債と同日付で発行される新株予約権は除く。）を発行又は付与する場合の調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合の調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ニ 上記イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ及びロにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、上記第(1)号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (4) 上記第(1)号①、第(2)号①及び第(3)号⑤のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (5) 上記第(1)号②、第(2)号①及び第(3)号⑥の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行う場合は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使期間

本転換社債型新株予約権者は、2025年3月21日から2030年3月18日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前）までの間（以下、本「新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において「行使期間」という。）、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。

##### 2 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの（以下、本「新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）（短期社債を除く。）」において「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

##### (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

##### (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

##### (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する他、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(5)号と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
本欄の規定に準じて決定する。
- (10) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年3月29日	△1,200,000	35,242,846	—	9,040	—	8,592

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	17	29	203	102	105	26,935	27,391	—
所有株式数 (単元)	—	88,521	7,158	23,052	63,442	412	169,068	351,653	77,546
所有株式数 の割合(%)	—	25.17	2.03	6.56	18.04	0.12	48.08	100.00	—

(注) 1 自己株式629,719株は、「個人その他」に6,297単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

なお、自己株式629,719株は株主名簿記載上の株式数であり、2025年3月31日現在の実保有残高も同株式数であります。

2 「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式330,698株が「金融機関」に3,306単元、「単元未満株式の状況」に98株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	4,977,700	14.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,543,898	4.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS(東京都港区港 南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	1,035,041	2.99
齊藤 潔	東京都武蔵野市	803,895	2.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	750,000	2.17
タチエス取引先持株会	東京都青梅市末広町1丁目3-1	723,050	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.(東京都港区港南2丁目 15-1品川インターシティA棟)	654,515	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON MASSACHUSETTS(東京都港区港 南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	630,446	1.82
山本 紀子	東京都青梅市	511,100	1.48
齋藤 均	東京都昭島市	498,430	1.44
計	—	12,128,075	35.04

- (注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4,801,200株  
株式会社日本カストディ銀行(信託口) 1,541,898株
- 2 上記のほか、自己株式が629,719株あります。なお、自己株式には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式を含めておりません。
- 3 2023年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが主要株主ではなくなりました。
- 4 2022年10月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが2022年10月5日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質的保有株式数が確認できないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ブランドス・インベストメント・ パートナーズ・エル・ピー (Brandes Investment Partners, L.P.)	4275 Executive Square, 5th Floor, La Jolla, CA 92037, U.S.A.	1,505,500	4.27
合計	—	1,505,500	4.27

- 5 2022年11月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、グランサム、マヨ、ヴァン オtterloo アンド カンパニー エルエルシーが2022年11月18日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質的保有株式数が確認できないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
グランサム、マヨ、ヴァン オtterloo アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van otterloo & Co.LLC)	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州02110、 ボストン、ロウズ・ワーフ40	1,449,300	4.11
合計	—	1,449,300	4.11

- 6 2023年7月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2023年7月3日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質的保有株式数が確認できないため、大株主の状況に含めておりません。また、2023年6月7日付の大量保有報告書(変更報告書)に基づき、主要株主の異動を確認したため、2023年6月16日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社ストラテジックキャピタル	東京都渋谷区東三丁目14番15号MOビル6F	1,573,000	4.46
合計	—	1,573,000	4.46

- 7 2024年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2024年1月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質的保有株式数が確認できないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	946,100	2.68
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	760,200	2.16
合計	—	1,706,300	4.84

- 8 2025年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びauカブコム証券株式会社が2024年12月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質的保有株式数が確認できないため、大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,092,500	3.10
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	270,500	0.77
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	35,600	0.10
合計	—	1,398,600	3.97

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 629,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,535,600	345,356	—
単元未満株式	普通株式 77,546	—	—
発行済株式総数	35,242,846	—	—
総株主の議決権	—	345,356	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式19株が含まれております。

2 「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式が「完全議決権株式(その他)」欄に3,306株、「単元未満株式」欄に98株含まれております。

## ② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タチエス	東京都青梅市 末広町一丁目3番1号	629,700	—	629,700	1.79
計	—	629,700	—	629,700	1.79

(注) 「自己名義所有株式数」には「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式330,698株が含まれておりません。



(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(業績連動型株式報酬制度の導入)

1 取締役向け株式交付信託

当社は、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、当社株式を用いた取締役向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各取締役に対して、当社の定める取締役向け株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(2) 取締役に取得させる予定の株式の総数（当事業年度末現在）

61,400株

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

退任した当社取締役のうち、取締役向け株式交付規程の定める受益者要件を満たす者。

2 従業員向け株式交付信託

当社は、2018年8月9日の取締役会決議に基づき、当社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各従業員に対して、当社の定める執行役員等向け株式交付規程に従って各従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

(2) 従業員に取得させる予定の株式の総数（当事業年度末現在）

269,298株

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

退職した当社従業員のうち、執行役員等向け株式交付規程の定める受益者要件を満たす者。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	629,719	—	629,719	—

- (注) 1 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。  
2 保有自己株式数には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

2024年度を最終年度とする中期経営計画において、当社の利益配分に関する基本方針は、主たる配当の財務指標としてDOE（連結自己資本配当率）を採用するとともに、2025年3月期における目標をDOE4%として、積極的な株主還元を実施していくこととしております。

なお、この基本方針に基づき、2025年3月期については、DOE4%相当となる1株当たり103.8円の配当を実施いたしました。

また、当社は、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間、期末の年2回、配当を行うことを基本としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年11月14日 取締役会決議	1,796	51.9
2025年5月14日 取締役会決議	1,796	51.9

2025年度から2027年度における中期経営計画の株主還元方針につきましては、当社の持続的成長と株主の皆様への長期的な利益を一層重視するために機動的な施策を可能とし、配当額の安定性を高めるため、1株当たりの配当下限額を103.8円（2025年3月期実績 DOE4%相当）に設定させていただくとともに、総還元性向として目標値50%以上を目指してまいります。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「“座る”を追求し人と地球を支える」というパーパスのもと、コーポレートビジョン「人と社会と共生し、快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする」を実現することが当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、それを支えるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。当社は、次の基本原則に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

- (ア)株主の権利及び平等性の確保とその権利を適切に行使することができる環境の整備に努める。
- (イ)株主以外のステークホルダー（お客様、社員、取引先、地域社会等）との適切な協働に努める。
- (ウ)適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (エ)株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める。
- (オ)株主との建設的な対話に努める。

#### ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (ア) タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社を選択しており、以下のコーポレート・ガバナンス体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速化・効率化を図ると共に、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えております。

##### <取締役会>

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成し、原則として毎月1回開催しております。法定事項を含む経営の重要事項について報告・決定を行うと共に、業務執行の監督を行っております。当連結会計年度においては、2024年度までの中期経営計画のモニタリングや当該計画における各種施策の執行及び監督、また、2025年度からの新中期経営計画及び2030年までの企業価値向上を目指した2030年ビジョンの設定とマテリアリティの特定について審議を行いました。なお、2023年6月より、独立社外取締役が取締役会議長を務めております。

##### <執行役員会>

業務執行を効率的に推進するため、取締役兼務者を含む執行役員で構成する執行役員会を原則として毎月2回開催しております。取締役会決議事項を除く重要事項の審議・決定を行うと共に、重要事項について取締役会に報告を行っております。

##### <監査役会>

監査役会は、社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を含む4名で構成し、監査計画書に従い、年11回以上開催しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担などに従って重要な会議への出席や各種調査を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。また、監査役会を補完し、各監査役間の情報共有を図るため監査役ミーティングを監査役会に合わせて開催しております。

##### <人事報酬委員会>

取締役会の機能を補完するため、任意の委員会として人事報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員等の人事・報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役に提案する役割を担っております。同委員会は、取締役5名以上（独立社外取締役3名、社内取締役2名）で構成すると共に、監査役1名がオブザーバーとして出席し意見を述べる体制としております。同委員会を設置することで、役員などの人事・報酬に関する客観性と透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。具体的には、同委員会の中で取締役会の多様性及び取締役のスキルに関する方針、取締役の選任・再任の基準とプロセスの妥当性、後継者計画・運用状況の適否を検証し、取締役候補者の選任の妥当性を確認する一方、取締役の報酬方針を検証し、個別の配分を含む報酬額の妥当性等を確認しております。なお、2023年6月より、独立社外取締役が人事報酬委員会委員長を務めております。

機関ごとの出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会 (全15回)	監査役会 (全13回)	人事報酬委員会 (全8回)
代表取締役社長	山本 雄一郎	15回/15回	—	8回/8回
代表取締役	小松 篤司	15回/15回	—	8回/8回
取締役	伊藤 孝男	15回/15回	—	—

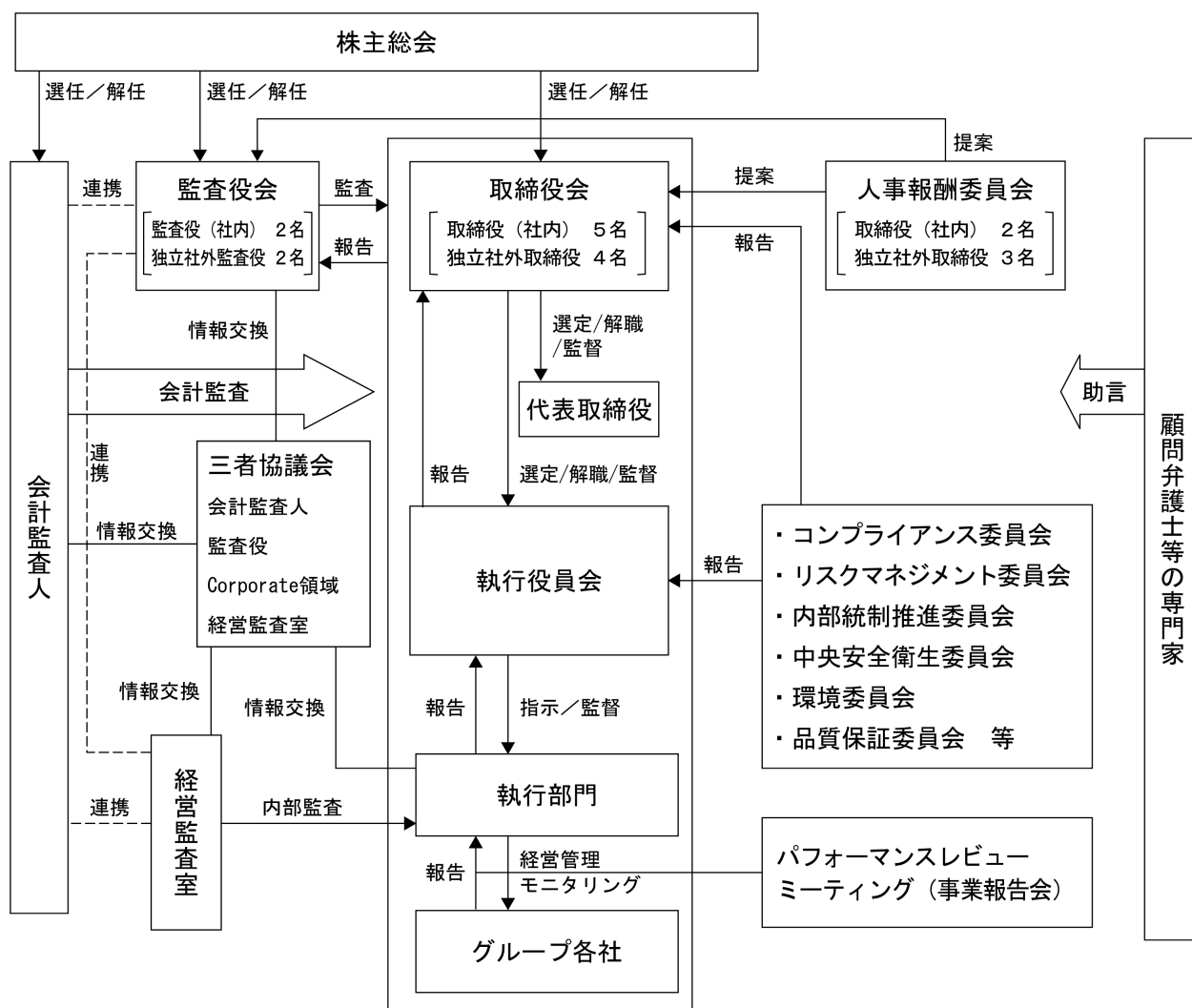
役職名	氏名	取締役会 (全15回)	監査役会 (全13回)	人事報酬委員会 (全8回)
取締役	村上 聡謙	15回/15回	—	—
取締役	大河内 勉	14回/15回	—	—
社外取締役	木下 俊男	15回/15回 (●)	—	—
社外取締役	三原 秀哲	15回/15回	—	8回/8回
社外取締役	永尾 慶昭	15回/15回	—	8回/8回 (●)
社外取締役	筒井 さち子	15回/15回	—	8回/8回
常勤監査役	松井 尚純	15回/15回	13回/13回 (●)	8回/8回
常勤監査役	木ノ瀬 哲也	12回/12回	8回/8回	—
社外監査役	松尾 慎祐	15回/15回	13回/13回	—
社外監査役	小澤 伸光	15回/15回	13回/13回	—

(注) 1 木ノ瀬哲也氏は、2024年6月25日開催の第72回定時株主総会において、新たに監査役に就任しております。

2 ●は、議長又は委員長を表しております。

3 松井尚純氏は、人事報酬委員会にオブザーバーとして参加しております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの体制図



(2025年6月26日現在)

③ コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況及び提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びにタチエスグループの業務の適正を確保するための体制
- i. 取締役会議長を社外取締役とし、取締役会における経営監督機能の実効性を確保する。
  - ii. 適切な経営体制の構築と経営の透明性の確保に資することを目的に、社外取締役を委員長とする人事報酬委員会を設置する。
  - iii. タチエスグループの役員及び使用人は、「タチエス企業行動憲章」並びに「タチエス行動規範」に基づき行動する。
  - iv. 当社はコンプライアンス運営規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置する。
  - v. タチエスグループ各社は、適正数のコンプライアンス推進者を配置すると共に、内部通報制度を設け、運用状況を定期的に当社に報告する。
  - vi. 当社はタチエスグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認し、問題点や課題を抽出し、改善を推進するため内部統制推進委員会を設置する。
  - vii. 経営監査室は、業務の適正を確保するため、タチエスグループ各社を定期的に監査する。
  - viii. タチエスグループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i. 取締役の職務執行に係る情報は、法令・社内規程に基づき、文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
  - ii. 企業秘密や個人情報については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規程により適切に管理する。
- (c) タチエスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 当社は、タチエスグループのリスク管理について定めるリスク管理規程等を策定し、タチエスグループ各社のリスク管理に関わる問題と課題を把握する。
  - ii. 当社は、リスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、対応リスクの優先順位を決定すると共にタチエスグループのリスク管理に関わる問題と課題を審議する。
  - iii. タチエスグループ各社は、上記問題・課題を踏まえ、各社の特性に応じたリスク対応策を策定し、役員及び使用人に周知する。
- (d) タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、執行役員制度により機動的な業務執行を行う。
  - ii. 当社は、タチエスグループ中期経営計画を策定し、タチエスグループ各社は、これを具体化するため年度事業計画を策定する。当社は、これらを執行役員会その他の会議体で進捗管理する。
  - iii. タチエスグループ各社は、職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定める。
- (e) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- i. 当社が定める関係会社管理規程をタチエスグループ各社に周知させ、当社への報告と承認を義務付ける。
  - ii. タチエスグループ各社は、月次の決算報告や半期毎に行われるパフォーマンスレビューミーティングで事業計画の進捗や課題について当社に報告する。
- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 監査役は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
  - ii. 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。
  - iii. 監査役は、経営監査室と連携を保ち効率的な監査を行う。
- (g) タチエスグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- i. タチエスグループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
  - ii. タチエスグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に、また随時監査役に報告を行う。

- (h) 監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - i. タチエスグループ各社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの取締役及び使用人に周知徹底する。
  - ii. タチエスグループ各社の内部通報制度に関する規程において、通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いは行わないことを定める。
- (i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - i. 当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- (j) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 取締役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査に積極的に協力する。
  - ii. 取締役は、監査役が代表取締役及び執行役員、会計監査人と定期的に意見交換できる体制を確保する。

#### ④ 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

#### ⑤ 取締役の選解任決議の要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑥ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

#### ⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。

#### ⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

#### ⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うため、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

## ⑩ 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### (ア) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、かかる行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引さいただきしております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りをかけた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。

このような状況のもと、競争力のあるコストを達成するための体質強化を図り、得意先のニーズに対してシート全体の提案ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエーター』として、『選ばれ続ける企業』となることを、当社グループの目指す姿として活動に取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化としては、経営責任の明確化、経営の効率化を図るため、取締役の任期を1年にすると共に執行役員制度を導入しております。また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らない社外取締役4名（弁護士1名、公認会計士1名、企業経営者2名）及び社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を選任し、客観的かつ専門的な視点で経営を監視しています。

### (ウ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

### (エ) 取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

上記(イ)及び(ウ)に記載した内容は、上記(ア)に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません

## (2) 【役員の状況】

## ①役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者	山本 雄一郎	1968年7月30日生	1997年4月 当社入社 2006年8月 TACLE Seating U.S.A., LLC(現 TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC)出向 社長 2011年4月 当社執行役員、海外副部門長 2012年4月 当社日産ビジネス・海外事業管理担当 2014年4月 当社中国事業担当、泰極愛思(広州)投資有限公司(現 泰極愛思(中国)投資有限公司)出向 総経理 2015年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社コンプライアンス担当 2017年4月 当社副社長執行役員、日本事業本社長 2017年6月 当社取締役兼副社長執行役員 2019年4月 当社取締役兼最高執行責任者、グローバル本社担当 2019年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者(現任) 2020年4月 当社品質統括部門長 2022年4月 当社最高経営責任者(現任) 2023年6月 当社Chief Strategy Officer(現任)	(注)4	102
代表取締役 執行役員 最高財務責任者	小松 篤司	1963年8月2日生	1986年4月 日産自動車株式会社入社 2003年4月 同社中国事業室主管 2003年7月 東風汽車有限公司出向 財務・IT副総裁 2009年4月 日産自動車株式会社 関係会社管理部長 2010年4月 同社経理部担当部長 2014年4月 同社国内ネットワーク戦略部長 2017年4月 当社入社、顧問 2017年7月 当社執行役員、経営統括部門長補佐 2019年4月 当社専務役員、経営統括部門長 2019年6月 当社取締役兼専務役員 2020年4月 当社取締役兼執行役員、コンプライアンス担当(現任) 2022年6月 当社代表取締役兼執行役員(現任) 2023年6月 当社最高財務責任者(現任)、Chief Corporate Officer(現任)	(注)4	8
取締役 執行役員	伊藤 孝男	1965年6月4日生	1984年4月 当社入社 2010年4月 当社武蔵工場長 2012年4月 当社生産企画部長 2014年4月 広州泰李汽車座椅有限公司出向 総経理 2017年4月 当社執行役員、中国事業本社 中国生産担当 2019年4月 当社専務役員、日本事業本社長 2020年4月 当社執行役員、モノづくり副部門長 2022年4月 当社モノづくり部門長 2022年6月 当社取締役兼執行役員(現任) 2023年6月 当社Chief Manufacturing Officer(現任)	(注)4	8
取締役 執行役員	村上 聡謙	1964年2月3日生	1987年4月 日産自動車株式会社入社 2009年4月 同社要素技術開発本部車両要素技術開発部主管 2012年4月 同社Nissan第一製品開発本部Nissan第一製品開発部シート計画・設計グループ主管 2016年4月 当社入社、フレーム技術部付ジェネラルマネージャー 2017年4月 当社モノづくり本部、生産・技術部門担当VP(上級部長) 2018年10月 当社生産・技術部門、先進開発技術企画部、フレーム技術部担当VP(上級部長) 2019年4月 当社執行役員 2020年4月 当社生産・技術開発グループ長 2023年6月 当社取締役兼執行役員(現任)、Chief Technology Officer(現任)	(注)4	7



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	比留間 雅人	1974年1月21日生	1996年4月 当社入社 2018年4月 当社プログラムマネジメント部ジェネラルマネージャー 2020年4月 当社経営企画室付VP(上級部長) 2021年4月 当社経営企画室付SVP(統括長) 2023年6月 当社執行役員(現任)、北米事業本社長、TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. 出向 社長、TechnoTrim, Inc. 社長 2024年7月 TF-METAL Americas Corporation 社長 2025年4月 Chief Business Officer(現任) 2025年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	(注)4	2
取締役 (社外)	木下 俊男	1949年4月12日生	1980年1月 クーパースアンドライブランドジャパン(現 PwC Japan有限責任監査法人)入所 1983年7月 公認会計士登録 1985年2月 米国クーパースアンドライブランド(現 プライスウォーターハウスクーパース)ニューヨーク事務所監査マネージャー 1985年11月 同デトロイト事務所中西部地区日系企業統括パートナー 1995年6月 同ニューヨーク本部事務所全米日系企業統括パートナー 1998年7月 米国プライスウォーターハウスクーパースニューヨーク事務所北米日系企業統括パートナー 2005年7月 中央青山監査法人(みずぎ監査法人へ改称)東京事務所国際担当理事 2015年6月 当社社外取締役(現任)	(注)4	—
取締役 (社外)	三原 秀哲	1958年7月8日生	1986年4月 第一東京弁護士会登録、外立法律事務所勤務 1987年10月 ブレークモア法律事務所勤務(常松・築瀬・関根法律事務所へ改称) 1990年7月 Nomura International plc(英国)出向 1991年4月 スローター・アンド・メイ法律事務所(英国)出向 1993年1月 常松・築瀬・関根法律事務所パートナー 2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 2010年4月 法務省法制審議会(会社法制部会)幹事 2017年9月 国土交通省・国土審議会土地政策分科会特別部会(所有者不明土地問題検討)専門委員 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2020年9月 東京大学博士(法学) 2021年4月 第一東京弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長 2024年1月 長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセラー 2024年7月 東京国際法律事務所シニアカウンセラー(現任) 2025年2月 株式会社社良知経営社外取締役(現任)	(注)4	—
取締役 (社外)	永尾 慶昭	1953年2月1日生	1978年4月 株式会社共立(現 株式会社やまびこ)入社 2006年2月 同社執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長 2008年2月 同社取締役、執行役員兼エコー・インコーポレイテッド代表取締役社長 2008年12月 同社代表取締役社長、執行役員 株式会社やまびこ執行役員 2009年10月 株式会社やまびこ取締役兼執行役員産業機械本部長 2011年6月 同社代表取締役社長兼執行役員 2012年6月 同社代表取締役社長執行役員 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年1月 株式会社やまびこ代表取締役会長執行役員 2021年3月 同社代表取締役会長 2022年3月 同社相談役	(注)4	3
取締役 (社外)	筒井 さち子	1962年5月1日生	1996年8月 株式会社ガートナーグループ(現 ガートナージャパン株式会社)入社 2001年12月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2008年8月 株式会社日立製作所入社、経営戦略統括本部担当本部長 2012年4月 Hitachi Consulting Corporation(米国)出向 Executive Vice President and Board Director 2017年10月 Hitachi Vantara Corporation(米国)出向 2022年3月 株式会社足利銀行 企業支援コーディネータ 2023年6月 当社社外取締役(現任)、アクセリード株式会社 DXアドバイザー 2025年6月 株式会社アイネス社外取締役(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	松井尚純	1960年10月25日生	1985年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2009年10月 同行監査部上席考査役 2012年7月 当社入社 2013年1月 公認会計士登録 2013年4月 当社関係会社管理部長 2014年4月 当社事業総括部長 2015年4月 当社財務部長 2016年4月 TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. 出向 ジェネラル マネージャー 2018年4月 当社経営統括部門ジェネラルマネージャー 2018年6月 当社監査役(現任)	(注)5	3
監査役 (常勤)	木ノ瀬哲也	1963年1月18日生	1985年4月 当社入社 2005年4月 当社経理チームリーダー 2006年4月 当社財務部長 2015年4月 当社経営統括部門ジェネラルマネージャー 2016年4月 当社財務部長 2024年4月 当社顧問 2024年6月 当社監査役(現任)	(注)5	6
監査役 (社外)	小澤伸光	1955年11月16日生	1980年11月 監査法人井上達雄事務所(現 有限責任あずさ監査法 人)入所 1985年10月 小沢公認会計士事務所代表(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2016年10月 税理士法人小沢会計事務所代表社員(現任)	(注)5	3
監査役 (社外)	大岩直子	1964年6月29日生	1996年4月 東京弁護士会登録 白石法律事務所入所 1999年6月 東京永和法律事務所入所 2008年1月 さくら共同法律事務所入所 2014年4月 さくら共同法律事務所パートナー(現任) 2025年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	—
計					146

- (注) 1 取締役 木下俊男氏、三原秀哲氏、永尾慶昭氏、筒井さち子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 小澤伸光氏、大岩直子は、社外監査役であります。
- 3 当社は、企業価値の最大化を目指し、マネジメント機能を充実・強化していくために、執行役員制度を導入しております。執行役員は14名で、上記の取締役兼務執行役員5名の他、下記の執行役員を選任しております。
- 執行役員 幸松 栄夫、ゴンサロ・エスパルサ、井川 秀秋、久保 芳明、長谷川 直樹、  
関田 功、秋山 尚文、太田 洋平、山内 勇人
- 4 取締役全員の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役任期につきましては下記のとおりであります。
- 監査役 松井尚純 2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 監査役 木ノ瀬 哲也 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 監査役(社外) 小澤 伸光 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 監査役(社外) 大岩 直子 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
木下 政 昭	1968年 7月20日生	1995年 1月 木下徳明公認会計士事務所入所 2004年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2010年 7月 公認会計士登録 2012年 7月 木下公認会計士事務所設立 代表(現任) 2012年 8月 税理士登録 株式会社AGSコンサルティング入社 2015年12月 A&MIアドバイザーズファーム株式会社設立 代表取締役(現任) 2017年10月 東京地方裁判所 専門委員(現任) 2022年 7月 日本公認会計士協会東京会三多摩会 会長(現任) 2025年 6月 当社補欠監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## ②社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。社外取締役三原秀哲氏、社外監査役大岩直子氏は、弁護士として企業法務等の高い専門性と豊富な知識・経験を有しております。また、社外取締役木下俊男氏、社外監査役小澤伸光氏は、公認会計士の資格を有しており、会計分野に関する学識経験を通じ、財務・会計に関する高い専門性と豊富な知識・経験を有しております。社外取締役永尾慶昭氏は、長年、国内外における企業経営に携わっており、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役筒井さち子氏は、長年、グローバル企業において企業経営に関する経験や幅広い知識に加え、金融機関でのアドバイザリーやコンサルティングの業務で培った豊富な専門知識を有しております。

社外取締役には、弁護士、公認会計士や社外役員としての高い専門性と豊富な経験・知識を当社の経営に活かしていただくと共に、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らない客観的かつ専門的な視点で経営を監督していただくことを期待しております。社外監査役には、弁護士、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験・知識を監査に活かしていただくことを期待しております。

なお、社外監査役大岩直子氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.001%未満、同事務所が受領した売上高の0.13%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外監査役小澤伸光氏は当社役員持株会に加入しており、毎月、当社株式の購入積立をおこなっております。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「①役員一覧」の「所有株式数」に記載のとおりであります。その他の社外取締役・社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社は社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めております。

### <社外役員の独立性判断基準の概要>

社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- (ア) 本人が、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者又はその出身者でないこと。
- (イ) 過去5年間において、本人の近親者等が当社グループの業務執行者でないこと。
- (ウ) 本人が、現在又は過去5年間において、次に掲げる者に該当しないこと。
- 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
  - 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
  - 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 当社グループの主要な取引先の業務執行者
  - 当社グループの主要な借入先の業務執行者
  - 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
  - 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
  - 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
  - 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者

- (エ) 本人の近親者等が、現在、上記(ウ)の(a)から(i)のいずれかに該当しないこと。
- (注) 1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- 2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- 3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- 4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
- 5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- 6 多額とは、過去5事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体である場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上をいう。
- 7 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

(ア) 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査の組織、人員及び手続については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 (ア) タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を参照ください。

(イ) 監査役及び監査役会の活動状況

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会、執行役員会等その他重要な会議に出席する他、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所での調査、経営トップ、会計監査人及び経営監査室等との定期的会合による意見交換を通じて、取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。また、会計監査人から監査計画の概要、四半期レビュー及び年度の監査状況について報告を受けると共に、実査への立会等により会計監査人と相互連携を図っております。

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じ随時開催されております。当事業年度に開催した監査役会への各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	経歴等	出席回数
常勤監査役	松井尚純	公認会計士として財務会計等に関する専門知識と、金融機関及び海外現地法人における豊富な経験を有しております。	13回/13回中
常勤監査役	木ノ瀬哲也	当社グループの資金調達、運用管理、税務及び会計監査対応等をはじめとする同領域の広範な職務を担い、財務会計等における豊富な知識や経験を有しております。	8回/8回中
常勤監査役	木村正人	海外事業会社での豊富な勤務経験と、当社における営業、経営企画部門等での幅広い経験を有しております。	5回/5回中
社外監査役	松尾慎祐	弁護士として企業法務の専門的な知識・経験等を有しております。	13回/13回中
社外監査役 (独立役員)	小澤伸光	公認会計士として豊富な経験と財務知識を有しております。	13回/13回中

(注) 2024年6月25日開催の定時株主総会にて、木村正人氏は退任し、新たに木ノ瀬哲也氏が監査役に就任しております。

年間を通じ次のような決議、報告、審議、協議がなされました。

決議12件	監査計画承認の件、定時株主総会における監査役選任議案についての同意の件、会計監査人再任の件、事業年度に係る監査役会の監査報告書作成の件等
報告14件	常勤監査役の監査実施報告(四半期毎)、取締役等の業務執行確認書の結果報告について、会計監査人四半期レビュー報告について等
審議・協議4件	監査役監査中間/期末レポートの件、監査役報酬配分の件、会計監査人の報酬等に関する同意について等

表1：監査活動の概要

(1) 取締役	★取締役会への出席
	★代表取締役との意見交換会(1回/年)
	★監査役監査中間/期末レポート報告(2回/年)
(2) 業務執行	執行役員会、その他重要会議への出席
	CX0、執行役員との意見交換会(1回/年)
	重要な決裁書類の閲覧・確認(稟議書・取締役会/執行役員会議事録等)
(3) 内部監査	経営監査室との連絡会開催(月次)
	★コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会の参画と情報収集
	パフォーマンスレビューミーティング等への参画、★事業所往査の実施
(4) 会計監査	三者協議会(四半期毎、★社外監査役は原則的に半期)
	★会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告
	★会計監査人の評価及び選定の実施

常勤監査役は、表1に示した内容の監査活動を行いました（★は社外監査役も参画）。また、監査役会を補完し、各監査役間の情報共有を図るため監査役ミーティングを監査役会に合わせ開催しています。社外取締役と監査役会との懇談会（年3回以上）を開催し、ガバナンスの向上を目的に情報と意見の交換を行っています。

## ②内部監査の状況

当社経営監査室には3名が在籍し、年度内部監査計画に基づき適法性を基本として妥当性・効率性の観点から当社及び子会社の業務監査を実施しており、また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告を実施しております。

経営監査室は、業務執行部門から独立し、CEO及び監査役会への報告経路を保持しており、毎月の定期報告及び四半期毎に監査総括報告を行い、監査役と相互連携を図っております。また、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年5回定期的に開催し、コーポレート・ガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換を行い、相互連携を図っております。

なお、監査役と会計監査人との連携内容は、次のとおりです。

連携内容	概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報・意見交換	グループガバナンスの課題等		●			●			●		●		●
内部統制監査	J-SOX評価監査						■		■	■			■
	内部統制評価の協議		●	●						●			
情報共有	監査計画・監査結果報告	◆	●	◆	◆	●	◆	◆	●	◆	●	◆	●

（凡例）◆監査役との連携 ■会計監査人との連携 ●監査役・会計監査人との連携（三者協議会含む）

## ③会計監査の状況

### （ア）監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### （イ）継続監査期間

43年間

当社は、2008年3月期から継続してPwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、当社は、1983年3月期から1988年3月期までは旧監査法人中央会計事務所、1989年3月期から1993年3月期までは旧中央新光監査法人、1994年3月期から2000年3月期までは旧中央監査法人、2001年3月期から2006年3月期までは旧中央青山監査法人による監査をそれぞれ継続して受け、2007年3月期は旧みずぎ監査法人による監査を受けておりました。

### （ウ）業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

業務を執行した公認会計士は、千葉達哉氏、佐々木崇氏の2名であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他16名であります。

### （エ）監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、グローバルな監査体制及び自動車業界に対する知見等を考慮し選定しております。

なお、当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針につきましては、次のとおりです。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

### （オ）監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、「会計監査人の評価及び選定に関する基準」を定め、これを運用しております。その基準の概要は、会計監査人からの情報収集と執行部門からの意見聴取をもとに、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かを確認するものであります。これらで得た情報と、監査報酬の水準等を総合し、監査役会としての評価を行っております。

④監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	56	—	59	—
連結子会社	—	—	1	—
計	56	—	61	—

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスコーパース)に対する報酬(ア)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	15	—	5
連結子会社	121	11	57	25
計	121	26	57	31

当社における非監査業務の内容は、グローバルミニマム課税及び移転価格のコンサルティング・サービスに係る業務であります。また、連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務コンサルティング及び移転価格税制に関するアドバイザリー業務であります。

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

当社の在外連結子会社のうち、TF-METAL Americas Corporation、TF-METAL U.S.A., LLC、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.、泰極愛思(中国)投資有限公司、湖南泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司及び浙江泰極信汽車部件有限公司を除く在外連結子会社については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスコーパース)に属するそれぞれの会計事務所に対して、法定監査又は当社連結財務諸表監査の一環として行う監査の報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の在外連結子会社のうち、TF-METAL Americas Corporation、TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.、TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.、泰極愛思(中国)投資有限公司、湖南泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司及び浙江泰極信汽車部件有限公司を除く在外連結子会社については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスコーパース)に属するそれぞれの会計事務所に対して、法定監査又は当社連結財務諸表監査の一環として行う監査の報酬を支払っております。

(エ) 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針としましては、当社の国内外の事業規模及び複雑性の観点から合理的監査時間を試算し、これをもとに監査役会の同意を得た上で社内規程に従い適切に決定しております。

(オ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人による監査の計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、報酬等の額が相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額、又はその算定方法に関する方針としては、取締役の報酬は当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能させることを主眼に、当社企業価値の利益とリスクを株主と共有することを考慮した体系としております。具体的には月額報酬（固定）、賞与及び株式報酬（変動）で構成しております。金銭報酬の額は2023年6月20日開催の第71回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額280百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）の範囲内で支給することとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名）です。賞与は、毎年の会社業績、配当、従業員賞与の水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案して検討を行い、株主総会の決議を経て支給することとしております。報酬等の種類ごとの比率は、概ね「固定分」2：「変動分（賞与・株式報酬）」1とし、役位が上位の者ほど変動分の割合を高くしております。なお、社外取締役については、その担う役割に鑑み、賞与の支給は行いません。

監査役報酬は、監査役の独立性を担保するため、会社業績に左右される賞与の支給は行わず、月額報酬のみとした報酬体系としております。なお、執行役員報酬は、従業員の給与・賞与を基準とした報酬体系としております。金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第58回定時株主総会においてご承認いただきました監査役の報酬の限度額（年額60百万円以内）の範囲内で支給することとしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

執行役員報酬は、従業員の給与・賞与を基準とした報酬体系としております。

また、決定方針の決定方法は、外部調査機関による役員報酬調査等を踏まえ、人事報酬委員会が審議し、その結果を取締役に提案し、決議しております。なお、人事報酬委員会は、社外取締役を委員長に選任し、社内取締役2名、社外取締役3名の計5名の取締役で構成すると共に、監査役1名がオブザーバーとして出席し意見を述べるができる体制としており、年8回開催しております。

当社は、取締役・監査役の報酬枠及び取締役賞与は、人事報酬委員会での審議、取締役会での決議を経て、株主総会の決議で決定することとしております。また、取締役・監査役・執行役員個々の報酬は、人事報酬委員会でも十分審議を行った上で、取締役・執行役員については取締役会で、監査役については監査役の協議で、それぞれ決定することとしており、審議プロセスの客観性と透明性を確保していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、2018年5月14日開催の取締役会において、上記報酬限度額とは別枠で当社の取締役（社外取締役、及び非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。以下「制度対象者」といいます。）に対し、信託を用いた「業績連動型株式報酬」を導入することを決議し、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会において、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名、非業務執行取締役は1名）です。また、同業績連動型株式報酬制度については下記「報酬基準額」及び「1事業年度あたりのポイントの上限となる確定数」の各表に記載した子会社に対しても取締役の金銭報酬限度額とは別枠として、導入しております。

当該「業績連動型株式報酬」は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が下記算定式に基づき算出し、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行うものとします。）が当該信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。下記算定式につきましては、報酬期間の途中で新任役員が就任した場合については、当該新任役員にも適用されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

また、以下のとおり、交付すべき当社株式の全部又は一部については、当社株式の交付に代えて、株式の売却代金相当額の金銭を交付します。

- ・各取締役に交付される株式数のうち、30%相当の数については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、当該信託内において売却換金したうえで、当社株式の交付に代えて当該株式の時価相当額の金銭の交付を行います。
- ・取締役が死亡した場合、当社株式の交付に代えて、当該取締役に交付すべき数の株式の時価相当額の金銭を当該取締役の遺族に対して交付します。



- ・当社株式に対して公開買付け（当社が実施する場合を除きます。以下「当社株式公開買付け」といいます。）が実施された場合で、当該信託の信託財産に属する当社株式について三井住友信託株式会社が当社株式公開買付けに応募のうえ、当社株式の売却代金の決済がなされた場合には、当社株式の交付に代えて、売却代金相当額の金銭を交付します。
- ・取締役が合理的な理由により当社が指定する証券会社に株式の振替口座を開設すること又は開設した株式の振替口座に対する株式の振替を行うことが困難な場合には、当社株式の交付に代えて、当該取締役に交付すべき数の株式の時価相当額の金銭を交付します。

なお、自己都合により任期途中で取締役を辞任する者（ただし、業務上の傷病等により取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除きます。）や会社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する者、その他、違法行為等、各制度対象会社に対して不利益、不都合の所為があった者については、取締役会の決定によりそれまでに付与されていたポイントの全部を失効し、以降ポイント付与は行わず、当該取締役は失効したポイントに係る受益権を取得しないものとします。

〔評価対象期間（※1）について付与されるポイントの算定式〕

業績連動ポイント

報酬基準額（※2）×（業績連動係数A（※3）＋業績連動係数B（※4））÷前提株価（※5）（小数点以下切り上げ）

なお、上記計算の結果、業績連動ポイントがゼロとなる場合、業績連動ポイントは付与されません。また、制度対象者が評価対象期間の開始直後に開催される自社の定時株主総会開催日の翌日から当該評価対象期間の終了直後に開催される定時株主総会開催日までの間に制度対象者として在任していない場合には、業績連動ポイントは付与されません。

〔評価対象期間（※1）開始日以降に制度対象者になった者のポイントの算定式〕

業績連動ポイント

報酬基準額（※2）×（業績連動係数A（※3）＋業績連動係数B（※4））÷前提株価（※5）×在任期間月数（※6）÷対象期間月数（※7）（小数点以下切り上げ）

なお、上記計算の結果、業績連動ポイントがゼロとなる場合、業績連動ポイントは付与されません。

〔対象期間開始日以降、対象期間終了日より前に退任した者又は対象期間開始日以降、対象期間終了日より前に死亡した者の算定式〕

業績連動ポイント

報酬基準額（※2）×（業績連動係数A（※3）＋業績連動係数B（※4））÷前提株価（※5）×在任期間月数（※6）÷対象期間月数（※7）（小数点以下切り上げ）

なお、上記計算の結果、業績連動ポイントがゼロとなる場合、業績連動ポイントは付与されません。

（※1）評価対象期間は、各事業年度（毎年4月1日から翌年3月末日）の期間（なお、初回の評価対象期間は2018年4月1日から2019年3月末日までの期間）をいいます。

報酬基準額は、対応する評価対象期間末日時点における役位（対象期間終了日より前に退任した者又は死亡した者については退任（死亡）日又は対応する評価対象期間末日のうち先に到来する時点における役位）に応じた下表に定める金額であります。

<報酬基準額>

当社役位	取締役の数(人)	金額(円)
代表取締役 会長	—	4,480,000
代表取締役 社長	1	4,480,000
代表取締役 執行役員	1	3,780,000
取締役 会長	—	3,450,000
取締役 社長	—	3,450,000
取締役 執行役員	3	3,120,000

(株)TF-METAL役位	取締役の数(人)	金額(円)
代表取締役 社長	1	2,000,000
取締役 常務執行役員	1	1,800,000

上記、取締役の数（人）は、2025年6月26日現在における取締役の数であります。

（※3）業績連動係数Aは、当該評価対象期間（各事業年度）の当社の連結の「自己資本利益率（ROE）」の目標値に対する達成度に応じて以下のとおりとなります。

[業績連動係数A]

達成率業績指標（自己資本利益率）	業績連動係数A
8%以上	1.00
8%未満	0.00

(※4) 業績連動係数Bは、当該評価対象期間（各事業年度）の連結の「投下資本利益率（ROIC）」の目標値に対する達成度に応じて以下のとおりとなります。

[業績連動係数B]

業績指標（投下資本利益率）	業績連動係数B(※8)
10%以上	1.00
8%以上 10%未満	0.50
8%未満	0.00

(※5) 前提株価は、下記(a)～(c)のうちの最大値としております。

(a) 当該評価対象期間の業績から算出した株価純資産倍率（PBR）1倍実現時における想定株価（即ち、各事業年度の当社の有価証券報告書に記載される「1株あたり純資産額」）

(b) 当該評価対象期間の最終の銀行営業日時点の当社株価の終値

(c) 信託の保有する会社株式1株当たりの帳簿価格

(※6) 在任期間月数は、対象期間開始日の属する暦月の翌月から対象期間終了日の属する暦月までの各月1日時点において当該制度対象会社の取締役として在任していた暦月の数とする。

(※7) 対象期間月数は、12とする。

(※8) 連結の自己資本利益率が8%未満の場合は、上表によらず業績連動係数Bは0.00とします。

(※9) 連結の自己資本利益率及び投下資本利益率の実績値は、各事業年度の当社の有価証券報告書に記載される連結の「自己資本利益率」及び記載される数値より算出される連結の「投下資本利益率」（※9）の値と定めます。なお、「業績連動型株式報酬」は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としておりますので、当社の連結の自己資本利益率及び投下資本利益率を選択しております。

(※10) 連結投下資本利益率（ROIC）＝{営業利益×（1－実効税率）＋持分法投資損益}÷（株主資本合計[期首期末平均]＋その他の包括利益累計額[期首期末平均]＋有利子負債[期首期末平均]）×100

(※11) 有利子負債は、当社の有価証券報告書に記載される連結貸借対照表の負債の部に表示される短期借入金、長期借入金及びリース債務並びに金融商品関係注記におけるその他有利子負債の金額の合計額としております。

(注) 1 取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員です。

2 法人税法第34条第1項3号イに定める「利益の状況を示す指標」は、当社の連結ROE及びROICとします。

3 法人税法第34条第1項3号イ(1)に定める3事業年度あたりの上限となる「確定数（ポイント）」は、下記のとおりとします。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行うものとします。

なお、下記の「確定数（ポイント）」はあくまで上限であり、実際に制度対象者に付与される株式数（ポイント数）は上記の算定式により定まります。

< 1事業年度あたりのポイントの上限となる確定数 >

当社役位	1事業年度あたりのポイントの上限となる確定数 (ポイント数)
代表取締役 会長	14,933
代表取締役 社長	14,933
代表取締役 執行役員	12,600
取締役 会長	11,500
取締役 社長	11,500
取締役 執行役員	10,400

階TF-METAL役位	1事業年度あたりのポイントの上限となる確定数 (ポイント数)
代表取締役 社長	6,700
取締役 常務執行役員	6,000

なお、3事業年度あたりの制度対象者全員に対する付与ポイントの合計について、当社は168,000ポイント、TF-METALは90,000ポイントを限度とし、これを超える場合は、その範囲に収まるように、以下の計算式により当該評価対象期間に対する付与ポイントを調整するものとします。

「調整後の各制度対象者の付与ポイント数」＝「調整前の当該制度対象者の付与ポイント数（当該評価対象期間について算出されるポイント数）」×（各総会決議対象期間における上限ポイント数－自社の株主総会決議における対象期間（延長した場合は延長した毎の対象期間）に制度対象者全員に既に付与されたポイント数（消滅済みのポイント数を含む）及び当該評価対象期間について既に付与され、かつ消滅済みのポイント数の合計）÷（「調整前の制度対象者全員（ポイントが消滅済みである制度対象者を除く）に対する付与ポイント数の合計）」（小数点以下切り捨て）

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	222	131	60	30	—	30	5
監査役 (社外監査役を除く)	32	32	—	—	—	—	3
社外役員	46	46	—	—	—	—	6

(注) 1 上記人員及び報酬等の額には、2024年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2 取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の内訳は業績連動報酬30百万円であります。

③役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とし保有するものを純投資目的の投資株式とし、それ以外のものを純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。なお、純投資目的の投資株式は原則として保有しない方針です。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であります。事業環境や事業戦略上の要請から保有している政策保有株式については、今後、事業の深化のために必要なものは保有を継続しますが、事業の新化や進化に合わせ縮減を含めて保有内容を変更していきます。具体的には、資産効率性を絶えず意識し、連結純資産の10%未満での保有を社内基準として対応していきます。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	31
非上場株式以外の株式	14	5,732

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	96

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ紡織株式会社	1,316,700	1,316,700	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	2,618	3,382		
本田技研工業株式会社	1,196,412	1,196,412	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	1,606	2,262		
日産自動車株式会社	1,302,000	1,302,000	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	493	792		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	60,477	20,159	金融取引の円滑化及び企業価値向上並びに経営課題に対する総合金融グループとしての専門的な提案、サポート体制を維持強化するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。(注)3	無
	229	179		
株式会社ヨロズ	181,000	181,000	株式相互保有により、様々な領域で相互に情報交換を行い、事業活動の円滑な推進と更なる事業機会の創出につなげるためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	有
	182	174		
日野自動車株式会社	425,920	425,920	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	178	217		
三桜工業株式会社	215,000	215,000	株式相互保有により、様々な領域で相互に情報交換を行い、事業経営の円滑な推進と成長機会の創出につなげるためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	有
	141	245		
フォスター電機株式会社	75,000	75,000	今後当社が進める事業の「進化」を進めるため、相互に株式を保有し、強固な協力関係で事業活動を円滑に進める必要があるためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	有
	97	94		
日産車体株式会社	90,049	182,348	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	92	193		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループ	15,460	15,460	金融取引の円滑化及び企業価値向上並びに経営課題に対する総合金融グループとしての専門的な提案、サポート体制を維持強化するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	31	24		
株式会社みずほフィナン シャルグループ	6,482	6,482	主幹事証券として、資本政策・事業戦略の他、当社の経営課題に対する総合的な提案、サポート体制強化のためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	26	19		
株式会社りそなホールデ ィングス	15,995	15,995	金融取引の円滑化及び企業価値向上並びに経営課題に対する専門的な提案、サポート体制を維持強化するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	20	15		
三菱自動車工業株式会社	30,000	30,000	得意先との取引をより円滑に進め、事業発展及び信頼関係を維持するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	12	15		
三井住友トラスト・ホー ルディングス株式会社	600	600	金融取引の円滑化及び企業価値向上並びに経営課題に対する専門的な提案、サポート体制を維持強化するためです。 定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有目的や経済合理性等を保有方針に基づき検証しております。	無
	2	1		

- (注) 1 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下のものも含め、すべての特定投資株式を記載しております。  
2 定量的な保有効果については記載が困難であります。毎年4月の取締役会において、保有するすべての政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査及び保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは売却する方針であります。  
3 株式会社三井住友フィナンシャルグループは、2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割しております。

#### みなし保有株式

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

- ⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容及び変更等を適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加、会計専門誌の定期購読により、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	39,185	43,680
受取手形	※1, ※7 4,852	※1 3,969
売掛金	※1 41,838	※1 40,397
商品及び製品	2,627	1,981
仕掛品	1,282	1,505
原材料及び貯蔵品	15,453	15,394
その他	9,096	7,149
貸倒引当金	△1,399	△1,291
流動資産合計	112,937	112,786
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,181	9,702
機械装置及び運搬具（純額）	11,263	11,560
土地	6,983	6,621
建設仮勘定	2,247	2,673
その他（純額）	5,201	5,023
有形固定資産合計	※2, ※4 35,877	※2, ※4 35,581
無形固定資産		
その他	1,403	1,374
無形固定資産合計	1,403	1,374
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 12,415	※3 6,459
長期貸付金	4	12
繰延税金資産	6,566	5,447
退職給付に係る資産	1,822	1,813
その他	※3 10,306	※3 8,898
貸倒引当金	△527	△417
投資その他の資産合計	30,588	22,215
固定資産合計	67,869	59,171
資産合計	180,806	171,957



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※7 41,214	34,789
短期借入金	※4 11,159	※4 7,102
リース債務	863	799
未払法人税等	1,633	1,555
未払費用	12,110	10,089
役員賞与引当金	60	60
訴訟損失引当金	339	381
資産除去債務	0	—
その他	※7 7,936	7,274
流動負債合計	75,318	62,052
固定負債		
社債	—	4,011
リース債務	2,816	2,604
繰延税金負債	2,842	1,671
株式給付引当金	334	440
退職給付に係る負債	3,030	2,887
資産除去債務	37	14
その他	127	89
固定負債合計	9,189	11,720
負債合計	84,507	73,772
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,040	9,040
資本剰余金	8,713	7,907
利益剰余金	53,277	61,185
自己株式	△1,368	△1,366
株主資本合計	69,662	76,767
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,879	592
為替換算調整勘定	17,958	18,763
退職給付に係る調整累計額	275	150
その他の包括利益累計額合計	20,113	19,506
新株予約権	—	6
非支配株主持分	6,522	1,905
純資産合計	96,298	98,185
負債純資産合計	180,806	171,957

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 292,947	※1 285,394
売上原価	※5 264,537	※5 255,630
売上総利益	28,410	29,763
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	6,808	6,465
役員賞与引当金繰入額	60	60
退職給付費用	131	165
発送運賃	2,909	2,875
減価償却費	772	994
貸倒引当金繰入額	1,303	△61
その他	9,220	9,640
販売費及び一般管理費合計	※5 21,204	※5 20,138
営業利益	7,205	9,625
営業外収益		
受取利息	820	868
受取配当金	226	512
持分法による投資利益	1,079	392
為替差益	88	—
雑収入	315	373
営業外収益合計	2,529	2,146
営業外費用		
支払利息	834	401
為替差損	—	508
雑支出	145	92
営業外費用合計	979	1,003
経常利益	8,755	10,768
特別利益		
固定資産売却益	※2 46	※2 3,416
投資有価証券売却益	※6 12	※6 59
関係会社株式売却益	—	※7 2,010
子会社清算益	—	※8 845
特別利益合計	58	6,333
特別損失		
固定資産処分損	※3 49	※3 167
減損損失	※4 317	※4 383
事業構造改善費用	※9 650	※9 674
子会社清算損	※10 148	—
関係会社出資金評価損	—	※11 356
関係会社出資金売却損	—	※12 16
特別損失合計	1,165	1,598
税金等調整前当期純利益	7,648	15,503
法人税、住民税及び事業税	2,629	3,449
法人税等調整額	△856	1,179
法人税等合計	1,773	4,628
当期純利益	5,875	10,874
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	453	△435
親会社株主に帰属する当期純利益	5,422	11,310

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	5,875	10,874
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,249	△1,287
為替換算調整勘定	4,711	385
退職給付に係る調整額	321	△125
持分法適用会社に対する持分相当額	1,095	416
その他の包括利益合計	※1 7,378	※1 △611
包括利益	13,254	10,263
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,229	10,703
非支配株主に係る包括利益	1,025	△439

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,040	8,713	50,734	△1,426	67,061
当期変動額					
剰余金の配当			△2,879		△2,879
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,422		5,422
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				57	57
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,542	57	2,600
当期末残高	9,040	8,713	53,277	△1,368	69,662

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	630	12,723	△46	13,307	—	6,111	86,481
当期変動額							
剰余金の配当							△2,879
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,422
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							57
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,249	5,234	321	6,806	—	410	7,216
当期変動額合計	1,249	5,234	321	6,806	—	410	9,817
当期末残高	1,879	17,958	275	20,113	—	6,522	96,298

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,040	8,713	53,277	△1,368	69,662
当期変動額					
剰余金の配当			△3,402		△3,402
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,310		11,310
自己株式の取得					—
自己株式の処分				2	2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△805			△805
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△805	7,908	2	7,104
当期末残高	9,040	7,907	61,185	△1,366	76,767

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,879	17,958	275	20,113	—	6,522	96,298
当期変動額							
剰余金の配当							△3,402
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,310
自己株式の取得							—
自己株式の処分							2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△805
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,287	805	△125	△607	6	△4,616	△5,218
当期変動額合計	△1,287	805	△125	△607	6	△4,616	1,886
当期末残高	592	18,763	150	19,506	6	1,905	98,185

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	7,648	15,503
減価償却費	5,748	5,685
減損損失	317	383
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,276	△167
受取利息及び受取配当金	△1,046	△1,380
支払利息	834	401
持分法による投資損益 (△は益)	△1,079	△392
固定資産処分損益 (△は益)	2	△3,221
投資有価証券売却損益 (△は益)	△12	△59
売上債権の増減額 (△は増加)	2,021	4,329
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△199	1,417
仕入債務の増減額 (△は減少)	△930	△8,165
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△2,010
その他	5,046	△1,245
小計	19,628	11,075
利息及び配当金の受取額	1,526	2,828
利息の支払額	△1,022	△421
法人税等の支払額	△1,685	△3,718
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,447	9,764
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△0
定期預金の払戻による収入	1,287	—
有形固定資産の取得による支出	△3,647	△4,460
有形固定資産の売却による収入	177	4,099
投資有価証券の取得による支出	△25	△25
投資有価証券の売却による収入	736	96
関係会社株式の取得による支出	△66	—
関係会社株式の売却による収入	—	3,558
関係会社出資金の売却による収入	—	908
その他	△545	△215
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,083	3,962
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△7,835	1,500
長期借入金の返済による支出	△1,000	△5,500
社債の発行による収入	—	4,012
自己株式の増減額 (△は増加)	57	—
非支配株主への配当金の支払額	△614	△1,131
配当金の支払額	△2,874	△3,416
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△3,850
その他	△1,102	△906
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,370	△9,294
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,270	33
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,263	4,465
現金及び現金同等物の期首残高	32,863	39,127
現金及び現金同等物の期末残高	※1 39,127	※1 43,593

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 25社

(会社名については「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」参照)

(連結の範囲の変更に関する事項)

連結子会社であったTF-METAL U.S.A., LLC及びTACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：タチエスサービス(株)、泰極愛思(鄭州)汽車座椅研発有限公司、TACHI-S Engineering Vietnam Co., Ltd.、APM TACHI-S Seating Systems Vietnam Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等を勘案しても小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

会社名：泰極愛思(鄭州)汽車座椅研発有限公司

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 3社

会社名：錦陵工業(株)、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司

(持分法の適用に関する事項の変更)

持分法適用会社であったTechnoTrim, Inc.は、当社が保有する持分のすべてを売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：タチエスサービス(株)、TACHI-S Engineering Vietnam Co., Ltd.、APM TACHI-S Seating Systems Vietnam Co., Ltd.

関連会社

会社名：武漢東実李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、APM TACHI-S Seating Systems Sdn. Bhd.、Uno Minda TACHI-S Seating Private Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、錦陵工業(株)の決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、泰極愛思(鄭州)汽車座椅研発有限公司、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC、TACHI-S Engineering Latin America, S.A. de C.V.、Industria de Asiento Superior, S.A. de C.V.、SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.、TF - METAL Mexico, S.A. de C.V.、TACHI-S Brasil Industria de Assentos Automotivos Ltda.、泰極愛思(中国)投資有限公司、武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司、広州泰李汽車座椅有限公司、湖南泰極愛思汽車座椅有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極(広州)汽車内飾有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司、浙江泰極信汽車部件有限公司、TACHI-S (Thailand) Co., Ltd.、TACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、当連結会計年度において、TF-METAL Mexico, S.A. de C.V.は決算期を3月31日から12月31日に変更しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法

###### ②棚卸資産

製品・仕掛品(量産品)、原材料

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

###### ②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

###### ③長期前払費用

定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

###### ③株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度による株式給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ④訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

##### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

当社及び連結子会社の主要な事業は自動車座席事業であります。当該事業においては、主に自動車座席の製造及び販売を行っており、当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売については、出荷時点で収益を認識することとしております。なお、当社グループは、得意先から仕入れた部品及び原材料(以下「有償支給品」という。)に対し、加工を行った上で仕入価格に加工費等を上乘せした製品を当該得意先に対して販売する取引(以下「有償支給取引」という。)を行っております。有償支給取引については、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該取引の加工費等を純額で収益として認識しております。

##### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

###### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報には、翌連結会計年度において重要な修正をもたらす可能性のある仮定が含まれており、経営者による重要な判断を伴う事項は以下のとおりであります。

(1) 会計上の見積りの内容を表す項目名

繰延税金資産の回収可能性

(2) 当年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
連結において計上している繰延税金資産	6,566百万円	5,447百万円
連結において計上している繰延税金負債	△2,842百万円	△1,671百万円
うち、当社単体において計上している繰延税金負債		
繰延税金資産 小計	5,754百万円	4,894百万円
評価性引当額	△5,248百万円	△3,997百万円
繰延税金資産 合計	506百万円	897百万円
繰延税金負債	△1,008百万円	△464百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債との相殺	506百万円	△464百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額 (△は負債)	△502百万円	432百万円

(3) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積ったうえで、将来課税所得を減算できる可能性が高いと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しており、これには、当社が当連結会計年度に計上した繰延税金資産897百万円が含まれております。

当社は、税務上の繰越欠損金が生じていたことから、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)における分類4に該当すると判断し、前連結会計年度においては、翌連結会計年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌連結会計年度に解消が見込まれる一時差異につき繰延税金資産を計上いたしました。一方、当連結会計年度においては繰越欠損金が解消し、収益構造の改善効果等により回復基調は継続すると見込まれることから分類3に変更し、以下のとおり、会計上の見積り評価を行ったうえで、繰延税金資産を計上しております。

当社の繰延税金資産の回収可能性の評価

① 算出方法

当社取締役会によって承認された事業計画を基礎として、将来の課税所得の発生時期及び見込額を見積り、繰延税金資産を計上しております。

当社単体で計上している繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に照らして、過去3年及び当期の課税所得水準並びに将来の事業計画に基づく課税所得見込額の検討を行い、今後5年間における一時差異等加減算前課税所得の見積額等に基づき、一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

## ② 主要な仮定

将来課税所得の見積りは、将来の事業計画に基づいており、当該事業計画における売上高の予測に際して不確実性が相対的に大きい主要な仮定は受注見込台数となりますが、当該見積りには、各自動車メーカーからの受注状況や将来の市場予測を基礎とし、一定の不確実性を織り込んでおります。

## ③ 当社の連結財務諸表等に与える影響

潜在的なリスクとして、自動車メーカー各社の販売戦略や生産体制に関する方針の転換等、予期せぬ事由によって受注台数が大きく減少した場合、収益性の低下に伴って実際に発生した課税所得の発生時期及び見込額が見積りと異なり、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

## (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

## (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」の適用による連結財務諸表に与える影響額については評価中であります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度の導入)

#### 1 取締役向け株式交付信託

当社は、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、当社株式を用いた取締役向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各取締役に対して、当社の定める取締役向け株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、97百万円及び61,400株であります。

#### 2 従業員向け株式交付信託

当社は、2018年8月9日の取締役会決議に基づき、当社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各従業員に対して、当社の定める執行役員等向け株式交付規程に従って各従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時であります。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、435百万円及び269,298株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3 (1) 契約資産の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	85,686百万円	87,408百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に係る注記

各科目に含まれている非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	4,573百万円	484百万円
その他(出資金)	7,755百万円	7,146百万円

※4 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
土地	1,047百万円	1,047百万円
建物及び構築物	1,473百万円	1,575百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
計	2,520百万円	2,622百万円

上記のうち財団抵当に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
土地	1,047百万円	1,047百万円
建物及び構築物	1,473百万円	1,575百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
計	2,520百万円	2,622百万円

(2) 担保に係る債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	7,373百万円	4,035百万円
計	7,373百万円	4,035百万円

上記のうち財団抵当に対応する債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	7,373百万円	4,035百万円
計	7,373百万円	4,035百万円

5 コミットメントライン契約

当社は、財務基盤の安定性確保及び運転資金の機動的な調達を目的として、取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額 (円建)	4,500百万円	1,500百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	4,500百万円	1,500百万円

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額 (USD建)	90,000千USD	60,000千USD
借入実行残高	25,300千USD	25,300千USD
差引額	64,700千USD	34,700千USD

6 偶発債務

当社グループは、世界各国において事業を展開していく中で、各国において税務当局による税務調査に対応してきております。これらの中には、現時点において、将来の損失発生の可能性が一定程度あるものの、将来の損失額を合理的に見積ることが困難なものもあり、それらについては引当金を計上しておりません。

当社のメキシコ子会社であるIndustria de Asiento Superior, S.A. de C.V. (以下、「同社」といいます。)は、2016年度のグループ会社への開発委託に係る取引等に関し、メキシコ税務当局より371百万メキシコペソの納付を命じる更正決定通知(2023年10月26日付)を受領しました。

本件課税は、メキシコ税法及び租税条約に反する不合理なものであることから、当局に対し更正決定について争う不服申し立てを行い、現在審査中であります。

※7 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、前事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	30百万円	－百万円
支払手形	765百万円	－百万円
流動負債その他 (設備関係支払手形)	7百万円	－百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等) 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	1,376百万円
機械装置及び運搬具	37百万円	77百万円
土地	－百万円	1,958百万円
その他	8百万円	4百万円
計	46百万円	3,416百万円

※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	9百万円	17百万円
機械装置及び運搬具	33百万円	36百万円
その他	5百万円	113百万円
計	49百万円	167百万円

※4 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. (米国ミシガン州)	事業用資産	建物及び構築物	8百万円
		機械装置及び運搬具	28百万円
		その他	0百万円
TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC (米国テネシー州)	事業用資産	その他	142百万円
TF-METAL U.S.A., LLC (米国ケンタッキー州)	事業用資産	その他	137百万円

当社は、事業の種類に基づいてグルーピングを行っており、連結子会社については各社の事業の実態を考慮し、主として各会社単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個々の資産単位でグルーピングしております。当連結会計年度において、在外子会社であるTACHI-S Engineering U.S.A., Inc.、TACHI-S Automotive Seating U.S.A., LLC及びTF-METAL U.S.A., LLCにおける今後使用が見込まれない有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
(株) TF-METAL (静岡県湖西市)	事業用資産	機械装置及び運搬具	29百万円
武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司 (中国湖北省)	事業用資産	機械装置及び運搬具	280百万円
		その他	73百万円

当社は、事業の種類に基づいてグルーピングを行っており、連結子会社については各社の事業の実態を考慮し、主として各会社単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個々の資産単位でグルーピングしております。当連結会計年度において、(株)TF-METAL及び武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司における今後使用が見込まれない有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないため零とし、正味売却価額は処分見込価額に基づき評価しております。

※5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
3,376百万円	3,689百万円

- ※6 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。
- ※7 関係会社株式売却益の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
持分法適用会社であったTechnoTrim, Inc.の株式売却益であります。
- ※8 子会社清算益の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
連結子会社であったTF-METAL U.S.A., LLC及びTACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.の清算益であります。
- ※9 事業構造改善費用の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
中南米、北米において発生した割増退職金及び中南米、日本において実施した固定資産の移設等、工場及び事業所の再編に係る費用であります。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
北米、欧州及び中国において発生した割増退職金、日本において実施した固定資産の移設等、工場及び事業所の再編に係る費用であります。
- ※10 子会社清算損の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
連結子会社であったTACHI-S Canada, Ltd.の清算結了によるものであります。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
該当事項はありません。
- ※11 関係会社出資金評価損の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
持分法非適用の関連会社出資金に対する評価損であります。
- ※12 関係会社出資金売却損の内容は次のとおりであります。  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。  
  
当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
持分法非適用の関連会社出資金の売却損であります。

## (連結包括利益計算書関係)

## ※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,788百万円	△1,795百万円
組替調整額	9百万円	△57百万円
法人税等及び税効果調整前	1,797百万円	△1,852百万円
法人税等及び税効果額	△548百万円	565百万円
その他有価証券評価差額金	1,249百万円	△1,287百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	4,860百万円	1,231百万円
組替調整額	△148百万円	△845百万円
法人税等及び税効果調整前	4,711百万円	385百万円
為替換算調整勘定	4,711百万円	385百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	489百万円	△115百万円
組替調整額	△14百万円	△59百万円
法人税等及び税効果調整前	474百万円	△175百万円
法人税等及び税効果額	△152百万円	49百万円
退職給付に係る調整額	321百万円	△125百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	1,095百万円	1,915百万円
組替調整額	－百万円	△1,499百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	1,095百万円	416百万円
その他の包括利益合計	7,378百万円	△611百万円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	35,242	－	－	35,242

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	997	0	36	961

## (変動事由の概要)

## ①自己株式当期増加の内訳

単元未満株式の買取 35株

## ②自己株式当期減少の内訳

「従業員向け株式交付信託」による売却及び交付 36,100株

## ③当事業年度末日の自己株式のうち、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する株式は332,098株であります。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	1,273	36.8	2023年3月31日	2023年5月31日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	1,606	46.4	2023年9月30日	2023年12月4日

(注) 1 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

2 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,606	46.4	2024年3月31日	2024年6月4日

(注) 2024年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

##### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	35,242	—	—	35,242

##### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	961	—	1	960

(変動事由の概要)

##### ①自己株式当期減少の内訳

「従業員向け株式交付信託」による売却及び交付 1,400株

②当事業年度末日の自己株式のうち、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する株式は330,698株であります。

##### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	—	3,311,200	—	3,311,200	6
	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	—	2,204,000	—	2,204,000	4,011
合計			—	5,515,200	—	5,515,200	4,017

(注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	1,606	46.4	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	1,796	51.9	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 1 2024年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

2 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,796	51.9	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 2025年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	39,185百万円	43,680百万円
計	39,185百万円	43,680百万円
取得日から償還日までが3ヶ月を 超える短期投資等	△58百万円	△86百万円
現金及び現金同等物	39,127百万円	43,593百万円

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	一百万円	32百万円
1年超	一百万円	64百万円
計	一百万円	97百万円

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されています。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握された時価が取締役に報告されております。なお、有価証券につきましては、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

社債は、当社の目指す事業戦略実現を目的とした資金調達であり、利息は付されておられません。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,624	7,624	—
資産計	7,624	7,624	—
社債	—	—	—
負債計	—	—	—

- ※1 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、非上場株式には関係会社株式が含まれております。

区分	2024年3月31日
非上場株式	4,748百万円
投資事業有限責任組合	42百万円
合計	4,791百万円

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,736	5,736	—
資産計	5,736	5,736	—
社債	4,011	3,698	△313
負債計	4,011	3,698	△313

- ※1 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、非上場株式には関係会社株式が含まれております。

区分	2025年3月31日
非上場株式	659百万円
投資事業有限責任組合	63百万円
合計	722百万円

## (注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,185	—	—	—
受取手形	4,852	—	—	—
売掛金	41,838	—	—	—
合計	85,877	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	43,680	—	—	—
受取手形	3,969	—	—	—
売掛金	40,397	—	—	—
合計	88,046	—	—	—

## (注) 2 短期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	11,159	—	—	—	—	—
リース債務	863	652	534	450	356	823
社債	—	—	—	—	—	—
合計	12,023	652	534	450	356	823

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,102	—	—	—	—	—
リース債務	799	622	527	450	307	696
社債	—	—	—	—	4,000	—
合計	7,902	622	527	450	4,307	696

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	7,624	—	—	7,624
資産計	7,624	—	—	7,624

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	5,736	—	—	5,736
資産計	5,736	—	—	5,736

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,698	—	3,698
負債計	—	3,698	—	3,698

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他は取引金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は、元利金の合計額と残存期間及び信用リスクを加味した利率にて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	7,449	4,656	2,793
②その他	42	41	0
小計	7,492	4,698	2,794
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	174	263	△89
②その他	—	—	—
小計	174	263	△89
合計	7,667	4,962	2,704

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	2,935	1,603	1,331
②その他	63	64	△0
小計	2,999	1,668	1,330
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	2,801	3,279	△478
②その他	—	—	—
小計	2,801	3,279	△478
合計	5,800	4,948	852

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	333	12	—
その他	402	—	—
合計	736	12	—

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	96	59	—
その他	—	—	—
合計	96	59	—

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出年金制度を設けており、一部の連結子会社では、退職一時金制度及び確定拠出型の制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、臨時的割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,612百万円	7,021百万円
勤務費用	664百万円	627百万円
利息費用	256百万円	300百万円
数理計算上の差異の発生額	△7百万円	59百万円
退職給付の支払額	△528百万円	△479百万円
その他	23百万円	△497百万円
退職給付債務の期末残高	7,021百万円	7,031百万円

##### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	5,522百万円	5,989百万円
期待運用収益	110百万円	119百万円
数理計算上の差異の発生額	474百万円	△164百万円
事業主からの拠出額	343百万円	335百万円
退職給付の支払額	△460百万円	△282百万円
年金資産の期末残高	5,989百万円	5,998百万円

##### (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	183百万円	176百万円
退職給付に係る資産の期首残高	△134百万円	－百万円
退職給付費用	161百万円	51百万円
退職給付の支払額	△29百万円	△27百万円
制度への拠出額	△15百万円	△15百万円
その他	11百万円	△143百万円
退職給付に係る負債の期末残高	352百万円	205百万円
退職給付に係る資産の期末残高	△176百万円	△164百万円
退職給付に係る負債と資産の純額	176百万円	41百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,649百万円	4,661百万円
年金資産	△6,471百万円	△6,475百万円
	△1,822百万円	△1,813百万円
非積立型制度の退職給付債務	3,030百万円	2,887百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,207百万円	1,074百万円
退職給付に係る負債	3,030百万円	2,887百万円
退職給付に係る資産	△1,822百万円	△1,813百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,207百万円	1,074百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	825百万円	679百万円
利息費用	256百万円	300百万円
期待運用収益	△110百万円	△119百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△5百万円	△59百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	965百万円	800百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	474百万円	△175百万円
合計	474百万円	△175百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△397百万円	△222百万円
合計	△397百万円	△222百万円



(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	36.4%	37.3%
株式	28.1%	27.4%
その他	35.4%	35.3%
合計	100.0%	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度346百万円、当連結会計年度354百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払費用	1,649百万円	2,046百万円
前受金	1,211百万円	294百万円
貸倒引当金	1,324百万円	1,426百万円
退職給付に係る負債	690百万円	712百万円
有形固定資産	2,702百万円	2,222百万円
投資有価証券等評価損	4,028百万円	3,032百万円
繰越欠損金	8,456百万円	6,557百万円
その他	1,822百万円	816百万円
繰延税金資産 小計	21,883百万円	17,108百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△7,039百万円	△5,166百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,023百万円	△5,399百万円
評価性引当額 小計(注) 1	△14,063百万円	△10,565百万円
繰延税金資産 合計	7,820百万円	6,543百万円
繰延税金負債との相殺	△1,253百万円	△1,095百万円
繰延税金資産の純額	6,566百万円	5,447百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	△46百万円	△46百万円
留保利益の配当にかかる税額	△2,450百万円	△2,220百万円
その他有価証券評価差額金	△825百万円	△259百万円
有形固定資産	37百万円	△14百万円
前払年金費用	△456百万円	△508百万円
その他	△355百万円	282百万円
繰延税金負債 合計	△4,096百万円	△2,766百万円
繰延税金資産との相殺	1,253百万円	1,095百万円
繰延税金負債の純額	△2,842百万円	△1,671百万円

(注) 1 評価性引当額が3,497百万円減少しております。この減少の主な要因は、当社の繰延税金資産の回収可能性に関する企業分類の変更及び繰越欠損金の減少であります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	111	147	815	937	194	6,249	8,456
評価性引当額	111	147	194	143	194	6,249	7,039
繰延税金資産	—	—	621	794	0	0	(b) 1,416

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金8,456百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,416百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	33	134	59	99	92	6,137	6,557
評価性引当額	33	134	59	99	92	4,746	5,166
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,390	(b)1,390

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金6,557百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産1,390百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	—
受取配当金連結消去に伴う影響額	7.9%	—
持分法による投資利益	△4.3%	—
在外連結子会社に係る税率差異	1.0%	—
評価性引当金	△6.7%	—
留保利益の配当にかかる税額	0.4%	—
その他	△5.8%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.0%	—

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.3%に変更し計算しております。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4百万円増加し、法人税等調整額が4百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

当社の連結子会社であるTACHI-S Engineering U.S.A., Inc. は以下の株式を追加取得しております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
SETEX, Inc.	米国における自動車座席の製造、販売
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	メキシコにおける自動車座席の製造、販売

② 企業結合日

2024年10月1日(みなし取得日)

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

TACHI-S Engineering U.S.A., Inc. は当社の完全子会社であり、当該取引によりSETEX, Inc. 及びSETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V. は当社の完全子会社となりました。当該取得は、現在の自動車業界を取り巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応し、事業をさらに発展・成長させることを目的として行ったものであります。

結合当事企業の名称	追加取得した株式の議決権比率
SETEX, Inc.	49%
SETEX Automotive Mexico, S.A. de C.V.	5%

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,850百万円
取得原価		3,850百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

805百万円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は東京都内において、賃貸用の商業施設(土地含む)を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であり、2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	152	140
期中増減額	△11	△11
期末残高	140	129
期末時価	828	816

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少(11百万円)は、減価償却等(11百万円)による減少であります。また、当連結会計年度の減少(11百万円)は、減価償却等(11百万円)による減少であります。

3 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	46,635
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	46,691

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	46,691
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	44,366

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に自動車座席及び座席部品を製造・販売しており、各社ごとに事業戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、各社別のセグメントから構成されております。なお、経済的特徴等が概ね類似している事業セグメントを集約した結果、「日本」、「北米」、「中南米」、「欧州」、「中国」、「東南アジア」の6つを報告セグメントとしております。

報告セグメントのうち、「日本」では、自動車座席及び座席部品のほか、不動産賃貸を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

I 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日 本	北 米	中 南 米	欧 州	中 国	東 南 ア ジ ア	計		
売上高									
顧客との契約から生じる収益	125,093	54,587	91,175	0	19,066	3,025	292,947	—	292,947
外部顧客への売上高	125,093	54,587	91,175	0	19,066	3,025	292,947	—	292,947
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,440	1,046	2,865	998	12,166	577	22,096	△22,096	—
計	129,533	55,634	94,040	999	31,232	3,603	315,044	△22,096	292,947
セグメント利益又は損失(△)	3,446	△1,023	3,985	174	601	38	7,223	△17	7,205
セグメント資産	120,349	43,841	49,894	3,335	26,539	4,947	248,907	△68,101	180,806
その他の項目									
減価償却費	1,903	739	1,659	5	1,221	219	5,748	—	5,748
持分法適用会社への投資額	3,641	4,425	—	—	2,493	—	10,560	—	10,560
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,792	191	733	—	789	—	4,507	△35	4,471

(注) 1 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去等によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権の消去等によるものであります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日 本	北 米	中 南 米	欧 州	中 国	東 南 ア ジ ア	計		
売上高									
顧客との契約か ら生じる収益	115,502	43,849	103,711	14	18,214	4,101	285,394	—	285,394
外部顧客 への売上高	115,502	43,849	103,711	14	18,214	4,101	285,394	—	285,394
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,773	251	1,587	—	11,246	1,498	21,357	△21,357	—
計	122,276	44,100	105,299	14	29,460	5,600	306,752	△21,357	285,394
セグメント利益 又は損失(△)	6,797	△65	3,018	△61	△602	577	9,663	△38	9,625
セグメント資産	123,518	37,258	51,658	—	22,212	5,874	240,522	△68,564	171,957
その他の項目									
減価償却費	2,026	713	1,662	9	1,094	178	5,685	—	5,685
持分法適用会社 への投資額	4,799	—	—	—	2,269	—	7,069	—	7,069
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	2,240	748	1,301	—	964	136	5,391	△120	5,270

(注) 1 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去等によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権の消去等によるものであります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日 本	北 米	中 南 米	中 国	そ の 他	計
121,512	55,344	90,815	19,686	5,589	292,947

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日 本	北 米	中 南 米	中 国	そ の 他	計
14,333	3,519	12,161	4,702	1,159	35,877

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メキシコ日産自動車会社	43,681	中 南 米
本田技研工業株式会社	39,536	日 本
三菱自動車工業株式会社	37,385	日 本

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日 本	米 国	メキシコ	中 国	そ の 他	計
113,527	48,904	90,355	18,599	14,007	285,394

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日 本	米 国	メキシコ	中 国	そ の 他	計
14,104	2,606	11,981	4,936	1,951	35,581

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メキシコ日産自動車会社	48,378	中 南 米
三菱自動車工業株式会社	39,399	日 本
本田技研工業株式会社	28,663	日 本



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額	連結財務諸表計上額
	日本	北米	中南米	欧州	中国	東南アジア	計		
減損損失	—	317	—	—	—	—	317	—	317

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額	連結財務諸表計上額
	日本	北米	中南米	欧州	中国	東南アジア	計		
減損損失	29	—	—	—	353	—	383	—	383

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2 重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,618円84銭	1株当たり純資産額	2,808円25銭
1株当たり当期純利益	158円25銭	1株当たり当期純利益	329円93銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	－円銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	325円90銭

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は「取締役向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。なお、信託にかかる期中平均株式数及び期末株式数は次のとおりであります。

- ・取締役向け株式交付信託

期中平均株式数：前連結会計年度 68,553株、当連結会計年度 61,400株

期末株式数：前連結会計年度 61,400株、当連結会計年度 61,400株

- ・従業員向け株式交付信託

期中平均株式数：前連結会計年度 277,428株、当連結会計年度 270,067株

期末株式数：前連結会計年度 270,698株、当連結会計年度 269,298株

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,422	11,310
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,422	11,310
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,267	34,281
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	－	－
普通株式増加数(千株)	－	424
(うち、新株予約権(千株))	－	(254)
(うち、転換社債型新株予約権付社債(千株))	－	(169)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱タチエス	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2025年 3月19日	—	4,011	—	なし	2030年 3月21日

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権の 発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (百万円)	新株予約権の行使 により発行した 株式の発行価額 の総額(百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込 みに関す る事項
㈱タチエス	無償	1,812	4,012	—	100	自 2025年 3月21日 至 2030年 3月18日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	4,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,659	7,102	4.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,500	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	863	799	5.4	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	2,816	2,604	5.6	2026年4月～ 2029年12月
合計	14,839	10,506	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(預かり保証金)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	622	527	450	307

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 1 当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間 連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	73,119	145,184	218,153	285,394
税金等調整前中間 (四半期) (当期) 純利益 (百万円)	2,672	3,022	8,643	15,503
親会社株主に帰属する中間 (四半期) (当期) 純利益 (百万円)	1,393	963	5,138	11,310
1株当たり中間(四半期)(当期) 純利益 (円)	40.64	28.11	149.90	329.93

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	40.64	△12.53	121.79	180.03

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 有

## 2 重要な訴訟事件等

タイ王国において、当社の連結子会社であるTACHI-S Automotive Seating (Thailand) Co., Ltd.が、タイ関税局を相手方として提起した訴訟に関して、タイ中央租税裁判所より、関税不足支払分42百万バーツ及びその遅延利息を支払う旨の判決（以下、第一審判決）を言い渡されました。この第一審判決に対し、当社は、第一審判決に先立って行われた異議申し立て手続きにおいて、タイ税務局審査部による手続違反があるとして控訴を提起することといたしました。本判決が最終的に第一審判決どおりに確定した場合に備え、2023年3月期において、これにより発生する関税不足支払分及びその遅延利息を訴訟損失引当金として312百万円を流動負債に、訴訟損失引当金繰入額として304百万円を特別損失にそれぞれ計上しております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,780	15,810
電子記録債権	3,337	2,613
売掛金	19,338	20,043
商品及び製品	324	267
仕掛品	1,817	1,231
原材料及び貯蔵品	3,660	2,883
前渡金	53	—
短期貸付金	※2 7,761	※2 7,963
その他	2,497	2,155
貸倒引当金	△3,758	△4,178
流動資産合計	42,810	48,791
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,327	3,217
構築物（純額）	103	98
機械及び装置（純額）	1,713	1,730
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	459	475
土地	3,544	3,359
建設仮勘定	36	17
有形固定資産合計	※1 9,185	※1 8,898
無形固定資産		
ソフトウェア	472	395
その他	16	16
無形固定資産合計	489	411
投資その他の資産		
投資有価証券	7,693	5,827
関係会社株式	24,819	24,819
出資金	0	0
関係会社出資金	8,381	6,790
従業員に対する長期貸付金	2	10
長期前払費用	7	54
前払年金費用	510	577
繰延税金資産	—	432
その他	475	291
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	41,885	38,800
固定資産合計	51,559	48,110
資産合計	94,370	96,901

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	444	31
電子記録債務	※4 2,773	1,745
買掛金	※2 16,762	※2 13,965
短期借入金	※1 5,587	※1 7,030
1年内返済予定の長期借入金	※1 5,500	—
関係会社短期借入金	555	1,308
未払金	462	448
未払費用	3,395	2,891
未払法人税等	159	703
預り金	139	126
設備関係支払手形	※4 243	84
前受収益	53	9
役員賞与引当金	60	60
資産除去債務	0	—
その他	25	570
流動負債合計	36,164	28,976
固定負債		
社債	—	4,011
繰延税金負債	502	—
株式給付引当金	334	440
資産除去債務	16	14
その他	27	25
固定負債合計	880	4,492
負債合計	37,044	33,469
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	9,040	9,040
資本剰余金		
資本準備金	8,592	8,592
その他資本剰余金	12	12
資本剰余金合計	8,604	8,604
利益剰余金		
利益準備金	480	480
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	19	19
別途積立金	15,000	15,000
繰越利益剰余金	23,670	31,055
利益剰余金合計	39,170	46,555
自己株式	△1,368	△1,366
株主資本合計	55,447	62,834
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,878	591
評価・換算差額等合計	1,878	591
新株予約権	—	6
純資産合計	57,325	63,432
負債純資産合計	94,370	96,901

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	114,431	107,272
売上原価		
製品期首棚卸高	308	348
当期製品製造原価	105,645	94,740
合計	105,954	95,088
製品期末棚卸高	348	294
製品売上原価	※3, ※4 105,606	※3, ※4 94,793
売上総利益	8,825	12,479
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	2,046	1,932
役員報酬	250	240
賞与	519	471
役員賞与引当金繰入額	60	60
退職給付費用	50	123
発送運賃	1,226	1,132
試験研究費	791	977
貸倒引当金繰入額	△48	490
減価償却費	222	335
その他	2,175	2,183
販売費及び一般管理費合計	※4 7,294	※4 7,947
営業利益	1,530	4,531
営業外収益		
受取利息	362	515
受取配当金	※3 5,783	※3 4,831
貸倒引当金戻入額	—	46
雑収入	98	118
営業外収益合計	6,245	5,511
営業外費用		
支払利息	737	316
為替差損	383	88
貸倒引当金繰入額	446	—
雑支出	40	50
営業外費用合計	1,607	454
経常利益	6,167	9,588
特別利益		
固定資産売却益	※1 2	※1 660
投資有価証券売却益	※5 12	※5 59
子会社清算益	—	※6 1,792
特別利益合計	15	2,512
特別損失		
固定資産処分損	※2 9	※2 131
事業構造改善費用	※7 105	※7 153
関係会社出資金評価損	—	※8 333
特別損失合計	114	617
税引前当期純利益	6,068	11,483
法人税、住民税及び事業税	598	1,066
法人税等調整額	△432	△370
法人税等合計	165	696
当期純利益	5,902	10,787

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	9,040	8,592	12	8,604	480	19	15,000	20,647	36,148
当期変動額									
剰余金の配当								△2,879	△2,879
当期純利益								5,902	5,902
圧縮記帳積立金の取崩						△0		0	—
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	—	3,022	3,022
当期末残高	9,040	8,592	12	8,604	480	19	15,000	23,670	39,170

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,426	52,366	629	629	—	52,996
当期変動額						
剰余金の配当		△2,879				△2,879
当期純利益		5,902				5,902
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	57	57				57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,248	1,248	—	1,248
当期変動額合計	57	3,080	1,248	1,248	—	4,329
当期末残高	△1,368	55,447	1,878	1,878	—	57,325



当事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	9,040	8,592	12	8,604	480	19	15,000	23,670	39,170
当期変動額									
剰余金の配当								△3,402	△3,402
当期純利益								10,787	10,787
圧縮記帳積立金の取崩						△0		0	—
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	—	7,385	7,384
当期末残高	9,040	8,592	12	8,604	480	19	15,000	31,055	46,555

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,368	55,447	1,878	1,878	—	57,325
当期変動額						
剰余金の配当		△3,402				△3,402
当期純利益		10,787				10,787
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
自己株式の取得		—				—
自己株式の処分	2	2				2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,286	△1,286	6	△1,280
当期変動額合計	2	7,387	△1,286	△1,286	6	6,106
当期末残高	△1,366	62,834	591	591	6	63,432

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品(量産品)、原材料

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法

### 4 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度による株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社の主要な事業は自動車座席事業であります。当該事業においては、主に自動車座席の製造及び販売を行っており、当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内の当該販売については、出荷時点で収益を認識することとしております。なお、当社は、有償支給取引を行っております。有償支給取引については、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該取引の加工費等を純額で収益として認識しております。

## 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### （重要な会計上の見積り）

財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に含まれております。翌事業年度において重要な修正をもたらす可能性のある仮定が含まれており、経営者による重要な判断を伴う事項は以下のとおりであります。

#### (1) 会計上の見積りの内容を表す項目名

繰延税金資産の回収可能性

#### (2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

#### (3) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)等を当事業年度の期首から適用しております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度の導入)

1. 取締役向け株式交付信託

当社は、2018年6月22日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。)を対象に、当社株式を用いた取締役向け株式報酬制度を導入しております。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、2018年8月9日の取締役会決議に基づき、当社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
土地	1,047百万円	1,047百万円
建物	1,473百万円	1,575百万円
構築物	0百万円	0百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
計	2,520百万円	2,622百万円

上記のうち財団抵当に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
土地	1,047百万円	1,047百万円
建物	1,473百万円	1,575百万円
構築物	0百万円	0百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
計	2,520百万円	2,622百万円

(2) 担保に係る債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	3,073百万円	4,035百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,300百万円	－百万円
計	7,373百万円	4,035百万円

上記のうち財団抵当に対応する債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	3,073百万円	4,035百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,300百万円	－百万円
計	7,373百万円	4,035百万円

※2 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期貸付金	7,761百万円	7,963百万円
買掛金	1,980百万円	1,555百万円

### 3 コミットメントライン契約

当社は、財務基盤の安定性確保及び運転資金の機動的な調達を目的として、取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額 (円建)	4,500百万円	1,500百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	4,500百万円	1,500百万円

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約の総額 (USD建)	90,000千USD	60,000千USD
借入実行残高	25,300千USD	25,300千USD
差引額	64,700千USD	34,700千USD

### ※4 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、前事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
電子記録債務	765百万円	－百万円
設備関係支払手形	7百万円	－百万円

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
機械及び装置	0百万円	3百万円
車両運搬具	1百万円	－百万円
工具、器具及び備品	0百万円	1百万円
土地	－百万円	655百万円
計	2百万円	660百万円

※2 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	3百万円	5百万円
構築物	0百万円	0百万円
機械及び装置	4百万円	18百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	2百万円	5百万円
計	9百万円	131百万円

※3 関係会社との取引に係るもの

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
仕入高	20,387百万円	18,050百万円
受取配当金	5,562百万円	4,584百万円

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	1,422百万円	1,602百万円

※5 投資有価証券売却益は次のとおりであります。  
前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
当社が保有する投資有価証券のうち国内上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。

※6 子会社清算益は次のとおりであります。  
前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
連結子会社であったTACHI-S Engineering Europe S.A.R.L.の清算益であります。

※7 事業構造改善費用は次のとおりであります。  
前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
固定資産の移設等、工場及び事業所の再編に係る費用であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
固定資産の移設等、工場及び事業所の再編に係る費用であります。

※8 関係会社出資金評価損は次のとおりであります。  
前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
連結子会社である武漢東風泰極愛思延鋒汽車座椅有限公司の出資金に対する評価損であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2024年3月31日)
(1) 子会社株式	24,580百万円
(2) 関連会社株式	238百万円
計	24,819百万円

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
(1) 子会社株式	24,580百万円
(2) 関連会社株式	238百万円
計	24,819百万円



(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税否認	41百万円	81百万円
未払賞与否認	395百万円	366百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,147百万円	1,275百万円
関係会社株式評価損否認	357百万円	357百万円
関係会社出資金評価損否認	3,089百万円	2,099百万円
減損損失否認	386百万円	311百万円
その他	336百万円	401百万円
繰延税金資産 小計	5,754百万円	4,894百万円
評価性引当額	△5,248百万円	△3,997百万円
繰延税金資産 合計	506百万円	897百万円
繰延税金負債との相殺	△506百万円	△464百万円
繰延税金資産の純額	－百万円	432百万円
(繰延税金負債)		
前払年金費用	△155百万円	△176百万円
圧縮記帳積立金	△8百万円	△8百万円
その他有価証券評価差額金	△824百万円	△259百万円
その他	△19百万円	△19百万円
繰延税金負債 合計	△1,008百万円	△464百万円
繰延税金資産との相殺	506百万円	464百万円
繰延税金負債の純額	△502百万円	－百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	0.3%	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△22.8%	△9.7%
試験研究費の税額控除	△0.7%	△3.2%
外国税額	2.3%	△0.6%
評価性引当額の増減	△8.1%	△12.0%
その他	0.6%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.7%	6.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.3%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4百万円増加し、法人税等調整額が4百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	11,574	252	524	11,302	8,085	243	3,217
構築物	1,065	11	42	1,033	935	15	98
機械及び装置	12,714	536	1,248	12,001	10,271	500	1,730
車両運搬具	5	—	0	5	5	—	0
工具、器具及び備品	6,405	403	492	6,316	5,840	382	475
土地	3,544	—	184	3,359	—	—	3,359
建設仮勘定	36	1,184	1,203	17	—	—	17
有形固定資産計	35,346	2,388	3,698	34,035	25,137	1,142	8,898
無形固定資産							
ソフトウェア	3,580	166	102	3,644	3,248	141	395
その他	18	—	—	18	1	—	16
無形固定資産計	3,598	166	102	3,662	3,250	141	411
長期前払費用	30	83	50	63	8	11	54

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

機械及び装置	愛知工場	193百万円
	本社／技術・モノづくりセンター	173百万円
工具器具備品	アドバンスト・テクノロジー・センター	150百万円
	愛知工場	88百万円

(注) 2. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

土地	旧本社	184百万円
----	-----	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,763	496	24	51	4,183
役員賞与引当金	60	60	60	—	60
株式給付引当金	334	107	2	—	440

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取・売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡 手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.tachi-s.co.jp/">https://www.tachi-s.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                |                             |                           |
|--|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに<br>確認書  | 事業年度<br>(第72期) | 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 | 2024年6月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類  | 事業年度<br>(第72期) | 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 | 2024年6月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書   | 事業年度<br>(第72期) | 自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 | 2024年7月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 半期報告書及び確認書   | 第73期<br>中      | 自 2024年4月1日<br>至 2024年9月30日 | 2024年11月14日<br>関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の<br>規定に基づく臨時報告書                                    |                |                             | 2024年6月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における<br>議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書                          |                |                             | 2024年7月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) 有価証券届出書(参照方式)及びその他の添付書類<br>その他の者に対する割当に係る有価証券届出書   |                |                             | 2025年2月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及<br>びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく<br>臨時報告書 |                |                             | 2025年5月14日<br>関東財務局長に提出   |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社タチエス  
取締役会 御中

## PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達 哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇  
業務執行社員

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社タチエスにおける繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産5,447百万円を計上している。そのうち、第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、株式会社タチエスにおいて計上された繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）の金額は897百万円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額4,894百万円から評価性引当額3,997百万円を控除して算定している。</p> <p>同社においては、2021年度に開始した中期経営計画に基づく収益構造改革の効果により、同社が属する日本地域で持続的な営業利益を稼ぎ出せる構造への変革が見込める状態になってきており、当年度において、過年度に発生した繰越欠損金が解消している。そのため、会社は、当年度において、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号、以下「適用指針」）における分類を分類4から分類3に変更し、将来の合理的な見積可能期間（5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産の計上額を算定している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、経営者が作成した将来の事業計画を基礎としており、適用指針に基づき将来5年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額の範囲で繰延税金資産を計上する会計処理を決定するにあたっては、経営者による重要な判断が要求される。加えて、課税所得の見積りを行う上で主要な仮定である受注見込台数には、一定程度の不確実性があり、繰延税金資産の回収可能額は大きく影響を受けることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社タチエス（親会社）の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りの基礎となる重要な仮定の設定を含む、繰延税金資産の回収可能性に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>● 将来減算一時差異残高について、その解消見込年度のスケジューリングの妥当性、一時差異等加減算前課税所得の見積りの合理性及び繰延税金資産・負債の計算の正確性について検討した。</li> <li>● 適用指針で示されている会社分類の判断について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等を勘案しその妥当性を検討した。</li> <li>● 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、見積りの基礎となる、取締役会によって承認された事業計画を入手し、会社の仮定の理解及び事業計画の進捗状況を確認するために経営者への質問を実施した。</li> <li>● 前連結会計年度末において策定した事業計画に対し、当連結会計年度の実績と比較を行い、事業計画の見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。</li> <li>● 将来の合理的な見積可能期間（5年）における経営者が作成した事業計画の見積りに係る感応度分析を実施し、繰延税金資産の回収可能性における影響を検討した。</li> <li>● 事業計画の主要な仮定である受注台数に関する情報の信頼性を確認するために、発注元である自動車メーカー各社から提供される情報との整合性を確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。



## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タチエスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タチエスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社タチエス  
取締役会 御中

## PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

##### ・繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社タチエスにおける繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2025年6月26日

**【会社名】** 株式会社タチエス

**【英訳名】** TACHI-S CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 雄一郎

**【最高財務責任者の役職氏名】** 代表取締役執行役員 小松 篤司

**【本店の所在の場所】** 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 山本雄一郎及び代表取締役執行役員 小松篤司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社10社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果並びに全ての連結子会社及び持分法適用会社の金額的及び質的影響並びにその発生可能性の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社15社及び持分法適用会社4社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業は「自動車座席及び座席部品の製造、販売」であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、各事業拠点における得意先からの受注及び販売の規模を示す売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いております。

全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。さらに、それ以外の事業拠点について、当社が定めた20項目の質的重要性の評価において、該当項目があり、連結売上高が5%以上に該当する1事業拠点を「重要な事業拠点」とし、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は合計で4事業拠点といたしました。選定した事業拠点は、「自動車座席及び座席部品の製造、販売」を事業目的としており、各事業拠点が現地の得意先からの受注に基づき、製造又は販売を行っていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、売上原価、買掛金、棚卸資産及び固定資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2025年6月26日

**【会社名】** 株式会社タチエス

**【英訳名】** TACHI-S CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本雄一郎

**【最高財務責任者の役職氏名】** 代表取締役執行役員 小松篤司

**【本店の所在の場所】** 東京都青梅市末広町一丁目3番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 山本雄一郎及び当社最高財務責任者 小松篤司は、当社の第73期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。







GREEN PRINTING JFPI  
P-A10007